

## 第4編

### 契約履行の担保

契約を履行させるため担保契約を付加することは、債務者又は契約当事者である債権者に対して債務を有する者について債務を弁済させ又は債務を履行させることを保証する意味を有する。一般的に、債権者は、契約及び法律に従って、自分又は自分に対する債務に対して債務を強制的に支払わせる権利を有する。しかし実際のところ、契約の履行期が到来した際、債務者自身が債務を支払うのに十分な物（**ຊັບສິນ**：サップ・シィン）を持っていない又は当初自分が合意していた債務に従って履行を行わないことがある。したがって債権者が、債務の弁済を受け又は債務者が履行する可能性を増やすため、債権者は債務者に債務の弁済担保物として自分の物（**ຊັບສິ່ງຂອງ**：サップ・シィン・コォーン）を提供させる権利を有する。支払期が到来した時に、債務者が履行できない場合、債権者は物（**ຊັບ**：サップ）の価値に従って金銭に交換することによって、担保物に対して履行要求する権利を有する。当該の物には、固定資産、動産、実体のない物及び実体のある物がある。したがって各種の物による担保は、効果面及び担保の形式において性質が異なる。これ以外に、債務者が担保する物がないが、個人又は法人に債務の弁済の担保をしてもらい、又は自分の債務の履行をってもらいという目的があれば、当該第三者の合意及び賛成によって行うことができる。

契約履行の担保は、1990年6月27日付番号02/90ソーポーソー契約内債務に関する法律の中で規定されている。それ以降、1994年10月14日付番号011/ソーポーソー契約履行の担保に関する法律が制定され、そして債権者、債務者、担保設定者の権利と利益を保護するために、1999年9月21日付番号171/（ノーニョー：総理大臣の略語）契約履行の担保に関する法律執行に関する首相令が出された。2005年5月20日に契約履行の担保に関する法律の一部の内容が改訂された。これは第IV編で、2005年5月20版で担保法の原則について言及している。2005年度版担保法は6章及び40の条文がある。

この編は4つの大きな章に分かれる：第1章は、担保の基本知識である。第2章は動産による担保、第3章は不動産による担保、及び第4章は他の個人又は法人による担保である。

## 第1章

### 担保の基本知識

#### 1. 担保の意味と重要性

契約執行に関する法律の2条で、担保の定義を次の通り規定している。「担保とは、法律又は契約の中で規定されたように債務履行を保証することである」。この定義では明瞭かつ適切に、契約に基づく債務の履行及び法律に基づく担保を保証している。

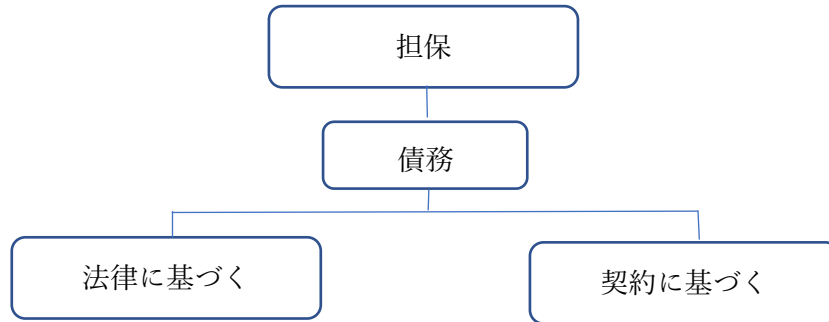
当該定義でいう「債務」とは、履行しなければならないものであり、一方に対して履行するよう請求する債務がなければ、担保が生じることはない。例：AはBからモーターバイクを購入し、半分の金額を支払った。Bが信用できるよう、Aは合意された通りに完全に支払わなければならない債務を有する。BはAに残りの部分の支払のための担保を要求した。Aが債務を全額支払えば、更に履行する債務は残らない。根拠がないのでBは担保を要求することができない。

もう一面で、当該債務は法律及び契約から生じるものである。契約及び法律に基づく債務の履行担保に関する点を以下に説明する。

原則によれば、様々な法律が、住民又は国民がそれに従って施行しなければならない権利及び義務を規定する。しかし債務執行担保に関する法律の観点において、法律に従って範囲が規定されている。本章のIV号、1号を参照のこと。

ある国における経済拡大を促進する場合、担保はとても重要である。経済面において、担保は外国金融機関からの借款に対して信用を築いている。特に、何らかの生産又はビジネス活動に対する投資である。多くの国の銀行は、担保のある借主に対してのみ借款を許可する。借主が借款契約に従ってローンの補填が不可能となった時に、担保物を競売することによって債務を回収可能であると見ているためである。生産者が銀行から金銭を借りることが可能な時は、彼らは生産を拡大又は改善する。社会も直接的又は間接的に利益を得ることが可能となり、これは国内経済全体に対して良い影響を与える。

担保に関する法律の1条に、当該担保の重要性を見ることができる。「契約の履行を保証し、住民の生活において物における関係の拡大を促進し、投資及び事業実施を促進し、経済の発展に貢献し社会に治安と正義をもたらすために、契約履行の担保に関する法律は制定され施行された」。



## 2. 担保の種類

当該担保の定義によって、担保は次の通り主に2つの種類に分類される：

### 2.1. 法律に基づく担保

法律4条：「法律に基づく担保とは、国家と個人又は他の組織機関の間の契約から生じる債務又は他の利益を含まない国家の利益を保証するために、人道的な理由及び国家の共通の利益に基づいて、法律の中で規定されている債務の弁済、又は他の債務を保証することである。例えば：労賃、月給の支払又は労働法の中で規定された他の利益、税金の支払及びその他の支払」。

原則に従って、法律は、国民が等しく施行しなければならない権利と義務を規定している。担保の観点から言えば、法律は「法律に基づく債務」の範囲を規定している。つまり各債務を担保することが可能であるという意味ではない。当該4条の内容から、法律に基づく債務の保証には、2つのサイン・徴候又は要件がある、つまり：

A. 人道的な理由；

B. 国家の共通な利益

#### 2.1.1. 人道的な理由

例えば、労働法及び企業の倒産に関する法律によって管理される、対価、雇用費、雇用者又は労働者に対する様々な促進のためなどの人道的な理由のため、たとえ会社（雇用主）及び雇用者が労働契約を結んでいるだけで、労働賃金対価担保契約を一緒に結んでいなか

ったとしても、法律は雇用者又は労働者の債権を担保又は保証している。

### 2.1.2. 国家の公益のためという理由

国家の公益。例えば：関税又は税金、鉱山採掘からのロイヤリティーフィーは、国家の歳入であるとみなされるので保証されなければならない。これは国家の利益に抵触するものであるためだ。企業が倒産した場合、企業倒産に関する法律 44 条は、国家の公益は最優先となり、最初に弁済しなければならないと規定している（この章の債務の弁済の優先順位 IV 号を参照）。

4 条は国家の公益の例外事項を追加で規定している。つまり：「国家の公益とは、国家と個人又はその他の組織機関との間の契約から生じる債務又は他の利益などを含まない」。このように例外事項を規定するのも、契約に参加するにあたって法律に対する平等を保証するためである<sup>48</sup>。国家は、特別な主体という地位にあるが、個人又は組織と契約に参加する時は、普通の個人又は一般の個人と同じ地位になり、法律に対して平等であり、特別な地位を持たない。例えば：国家が民間部門と一緒に投資を行った、債務又は当該企業の事業実施により発生した借金は、国家自身も自分が投資した割合に応じて、又は契約の規定に従って責任を負わなければならない。合同企業体が倒産した場合では、当該企業は債権者に対して責任を負わなければならない。当該企業内の株式保有者である地位の国家は、自分が責任を有する部分に従って債務を支払う責任がある。よって、国家が個人又は組織との契約に参加することから生じる「債務」又は「他の利益」は、「国家の公益」の中には含まれない。又はその中に組み込まない。

### 2.2. 契約に基づく担保

法律の 5 条では、次の通り規定している：「契約に基づく担保とは、債務者の契約履行が不可能な場合、債権者と債務者の間の債務の弁済を保証することに合意する、又はいずれかの個人又は法人によって債務者に代わり債務を支払うことに同意することである」。

契約に基づく担保の定義から、契約に基づく担保は、契約の一種（担保契約）であるとみなすことができる。これは債務の弁済における債権者と債務者の間の相互の合意であり、契約内債務に関する法律の 1 条に合致するためだ。この債務の弁済において、債務者自身によって履行する、又は代わりに他の個人に履行させることが可能である。これを個人による担保と呼んでいる。

---

<sup>48</sup> ラオス人民民主共和国銀行による総理府事務所に対する契約履行の担保に関する法律の一部条文の改正提案書。

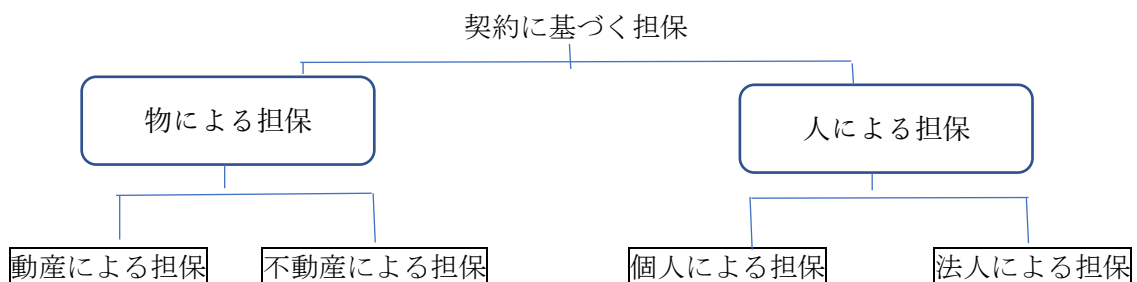
いずれにしる当該定義では、物による担保又は個人による担保に関して明確な意味が示されていない。この債務の弁済の保証に合意することは、この定義の中で形式と方法が明確に規定されていないため、これは契約に基づく担保は特徴によって2つに分類されるからという理由による：

- 物による契約に基づく担保；
- 個人又は法人によって契約に基づく担保

5条3項は、物による契約に基づく担保を次の通り定義している：「物による契約に基づく担保とは、債権者と債務者の間の合意で、債務者は物又は物の証明書を、債権者の占有としておく、又は委任された他の個人に預ける、又は担保契約の中で明確に規定された当該物；この物によって弁済を受けるに際して、当該債権者は優先権を有する」。

5条4項は、個人又は法人による契約に基づく担保について次の通り定義している：「個人又は法人による契約に基づく担保とは、債務者が自分自身で債務を弁済しない、又は債務を履行しない場合、債務者に代わって、ある個人又は法人が合意して債務を弁済する、又は他の債務を履行する」。この点において興味深い点として、5条3項と4項を比較した場合、物による契約に基づく担保は、物による債務の弁済において、債権者と債務者の関係に重点を置き、改善しようとする。個人又は法人による契約に基づく担保は、契約で規定された債務の弁済又はその他債務の履行を保証するものである。交代債務履行による担保に言及する時に、常に覚えておくべきことは、全ての債務を交換することが可能ではないということである。例えば：弁護士であること、又は演じること、したがって、債務履行による担保は主な契約の内容による。

### 契約に基づく担保を表す図表



### 3. 担保契約の一般原則

動産及び不動産、又は個人又は法人によるものであろうとも、契約に基づく担保とは、

契約の一種である。担保形成契約になる時、契約事項に関する法律及び契約履行の担保に関する法律に基づく契約の形式、内容及び要件に関する様々な原則に適正に合致させなければならない。

### 3.1. 任意の合意

契約当事者双方の任意の合意は、契約作成における最も重要な基本原則である。したがって担保契約において、この重要な構成要素を同じように揃えなければならない。例えば：貸借契約において、貸主は借主に対して、自分の所有する金銭又は物を貸すことに合意し、借主も当該者に金銭を弁済しなければならないことに合意し、同時に借主も自分の所有する物を債務の弁済の担保とすることに同意する。つまり債務者は、契約内で提示されたように債務者に債務を弁済する約束をしたことを意味する。債務者は、物（サップ・シン・コーン）、又は個人又は何らかの法人によってこれを担保することになるであろう。担保契約当事者の任意性は、当該契約における当該者の署名によって表されるものである。したがって契約当事者が担保契約と一緒に作成する時に、当該契約は契約当事者の任意性を明白にするものでなければならない。契約内債務に関する法律6条では、「契約当事者が一緒に契約を作成することを受諾すれば、これが任意性になるとみなす」と規定している。

契約作成における任意性は、次の通り多くの面で表れる：勘違い、虚言欺瞞によるもの、又は恐喝強制や暴力などがあってはならず、又はいずれかの側に不利益を生じさせることなどは、任意性があるとはみなされない。この点において契約内債務に関する法律の6条では、明確に次の通り規定している：

- 勘違いによって作成された契約とは、契約の目的物が、契約当事者が相互に合意したものと一致していないという意味である；
- 虚言欺瞞によって作成された契約とは、契約当事者の一方が計略を図り相手側を騙して信用させ、契約の作成を受諾させたことを意味する；
- 恐喝強制又は暴力によって作成された契約とは、契約当事者の一方が、自分自身、自身の家族、財産、親戚に対して危険となる強制恐喝又は暴力となる行為を恐れたために契約の作成を認める、ということの意味する；
- 不利益による契約の作成とは、当該契約から生じる利益が契約当事者間で不平等であることを意味する。

この任意性のない契約作成の効果は、契約内債務に関する法律の13、14、15及び16条に従って、担保契約は無効とされ、取り消される。

### 3.2. 人道的な理由

担保契約の形式は、貸借契約と同じ書面にする、又は貸借関係が生じた後で契約内債務に関する法律 10 条に従って書面で作成しなければならない。各種担保契約の形式は各種契約内容によって異なり、例えば、動産による担保契約、不動産による担保契約、及び個人又は法人による契約がある。

担保契約は、書面にて作成されなければならない。主な内容は以下の通りである：

- 契約の年月日；
- 担保を受ける債権者及び債務者の氏名、年齢及び住所；
- 担保設定者が債務者でない第三者である場合、担保設定者の氏名、年齢及び住所；
- 担保された債務；
- 担保物の価値 次の通り適切に全て、又はある部分の特徴を提示する：
- 種類、類、品質、総量、重量、量及び大きさ；
- 担保物は、債権者<sup>49</sup>、第三者に渡されて保護管理される、又は依然債務者の手元に置かれる；担保物を第三者に渡して保護管理する場合は、担保物の引渡しは、契約と同時に、又は契約以後になされる。契約の中にも、当該者の氏名、年齢、職業及び住所の記載が必要である；
- 担保物は、担保設定者に所有権があるものでなければならない。担保物が他人の物であれば、当該者から書面で許可を得なければならない。さらにこの両方の場合において、村の行政機関からこれらが適法であるという証明を得なければならない。
- 担保物は、現存する物である。又は将来において存在する物で、これを証明する証拠が必要である。又はこれら両方の物である。

### 3.3. 担保契約の変更又は取消し

契約当事者が契約内債務に関する法律の 32 条<sup>50</sup>に従って、両当事者がともに合意す

---

<sup>49</sup> 翻訳者注：原文に誤字があったが、翻訳した通りに理解した。

<sup>50</sup> （鈴木一子注：原文の脚注番号は 49）32 条。契約の変更又は取消

れば、追加する、契約の内容を削除する、又は取り消されることによって、各種契約と同じように、担保契約も変更することが可能となる。

契約執行に関する法律の 35 条は、変更、追加、又は取消しがあった場合は毎回、双方からまず同意を得なければならない<sup>51</sup>としている。そしてその担保契約は適法に登録されなければならない。この担保契約の内容の変更又は取消は、契約当事者双方の同意をもって実施可能となることを示すものである。

### 3.4. 担保契約の無効

担保契約が一つの種類の契約である場合、契約内債務に関する法律及び担保に関する法律に従って、契約の目的物、要件及び内容が適法で全て揃っていないなければならない。そうでなければ担保契約は無効となる。契約内債務に関する法律の 13 条及び 14 条、及び契約履行の担保に関する法律の 36 条は、どのような場合に担保契約を無効とする理由になるか、次の通り規定している：

- 法律に基づく適法な形ではない担保；
- 担保になった物が担保設定者の所有権ではなく、また権利を譲渡されたものでもない；
- 脅迫又は虚言欺瞞によって担保になった。

作成された担保契約が別の書類、又は金銭貸借契約と同じ書類であろうと、それが無効であることは、貸借契約と一緒に無効にするという効果を及ぼさないということに注意しなければならない。貸借契約は根拠のある主契約であり、担保契約は追加契約であるためだ。契約履行の担保に関する法律によれば、債権者がそれを占有するに際して、債務者が質入れに持っていき、又は持っていき保管するにあたり、物又は所有権を証明する書類は、債務者に所有権がなくはならず、他の個人のものであってはならない。したがって、担保契約を無効にする原因を回避するために、債権者自身もまず当該物が本当に債務者の所有に

---

契約当事者が相互に合意すれば、作成された契約を変更する又は取り消すことが可能である。契約違反があれば、これにより不利益を被る契約当事者側は、自分側だけで変更する又は取り消すことができる。

書面になる。契約の変更又は取消は、書面で行わなければならない。

契約が取り消された時に、継続して履行されたものはそれで終了となる。一方が自分の債務を先に履行したら、まだ履行が滞っている方はそれに対応して履行しなければならない。まだ継続して履行されていない債務については終了させる。

<sup>51</sup> 翻訳者注：原文の意味が不明瞭だったが、翻訳した通りに理解した。



あるかどうか調べなければならない。他方、担保に持ってきた物が他の個人の所有であれば、まずこの物を使用することが法律に従って適法であるとその所有者から書面で合意を得なければならない（契約履行の担保に関する法律の20条）。

### 3.5. 担保登記

担保登記とは、契約履行の担保を保証するために、担保の目的物になる対象物に対して何らかの活動又は行為の一時停止を狙う目的を有する登記である。

担保法の31条は、担保契約は財務セクターの登記事務所で登記しなければならないと規定している。不動産による担保契約は、その物が存在する場所の土地管理事務所に行って登記する。

不動産による担保登記は、例えば土地と家は、法律では金融セクター登記事務所で登記しなければならないと規定されている。これは、その土地が位置する場所の郡土地事務所で行って登記しなければならないことを意味する。郡土地事務所とは、その物が位置する場所の郡の財務章に属するもので、追跡調査及び情報の収集に便宜を図るためである。

動産又は動産による担保の優先順位には同じ原則を使用する。法律では、担保契約は登記した日から正式に適用されると規定している。したがって、担保契約が登記されていない場合は、登記されるまで債権者は優先順位を利用することが不可能である。先に自分の担保契約を登記した債権者が、担保における優先順位を得ることができる。

金融セクター登記事務所又は土地管理事務所での担保契約登記は、公開された形で実施されなければならない。請求する必要なく一般の人にデータを閲覧させる。したがって、担保になった物が、特に不動産の場合、重複登記された、又は先に他の債権者の担保になる場合もあるので、債権者は確信が持てない。債権者は調べるために当該業務ユニットを訪ねることが可能である。

完璧な担保システムを有する多くの国の知識経験では、物による担保を効率的に実施するために、担保契約登記及び物を担保にすることを活用している。例：日本において（本邦研修に行ったことがあるのでここで取り上げた。）担保になる。物の登記及び担保契約を使用し、これにより便宜を図り、債権者、債務者及び第三者を効率的に保護する。例えば：家又は土地によって担保する（日本では土地と建物は分類する）法務省の登記事務所での登記。これによって新しい債権者又は他の個人は、当該物が担保になる。かどうかを調べることが可能になる。

### 3.6. 担保契約の効果

各種担保は、担保契約の内容、又はその担保契約の中での債権者と債務者の合意によってその効果が異なり、以下の章の中で説明されている。

契約履行の担保に関する法律の 34 条は、担保になった物の売却における権利を規定している。これには検討すべき多くの点がある。

最初の点は、当該法律の 34 条の一項は次の通り規定している：「債務者又は担保する者が期限に従って債務を弁済しない場合、当該者は質入れ又は担保物に対する所有権を失う。また債権者は契約の中で相互が合意したように担保物の所有者となる権利を有する」。このように債務者は担保物に対しての所有権が途切れ、又は失い、債務者がその物の権利者となる。この点において、担保物の所有権は債権者に譲渡される。

第二の点は、債権者は「物の所有権」を取得する。及び 34 条第二項は次の通り述べている：「債権者は、債務を弁済するために質入れ又は担保物を競売にかける権利を有する。質入れ又は担保物の価値が債務より高ければ、債権者は、合意した又は競売に従って質入れた物又は担保を得ることが可能となる。初期投資及び利息を除いて残りの部分を債務者に返還する。質入れ又は担保物を競売して得た金銭の総額が債権者にとって足りなければ、<sup>52</sup>質入れ又は担保物を競売して得た金銭の総額が債権者にとって足りなければ、これは債務者又は担保する者に満額になるまで追加させる」。したがって、質入れ又は担保物の価値が、債務の総額に及ばない、又はそれ相当のものである時、債権者は当該物に対して権利を有する、又は所有権を取得するというように理解できる。

34 条 2 項は、「命令に従って押収又は差し押さえられた担保物は、債権者の請求に従って競売で売却される、又は担保契約の中で規定されているように売却される」と規定している。この項は、担保物になった物、及び債権者により裁判所に対して押収又は差し押さえするように請求された物について言及している。債務者が契約に従って履行することが不可能になった時に、債権者はこの条文の規則によって、当該物を売却する許可を裁判所が宣言するよう請求することが可能になる。実施にあたり、裁判所の判決文が出た後で、裁判所の判決執行局が、当該の判決文の執行を行う。

34 条 4 項は「債権者又は買主が質入れ又は担保物の管理を開始した、又は物を購入した時に、物の所有者は当該物に対する所有権を債権者又は買主に譲渡しなければならない。関係する国家係官は債権者又は買主に譲渡を証明しなければならない」と規定している。

### 3.7. 担保契約の終了

---

<sup>52</sup> 翻訳者注：同じ内容が繰り返されており、誤記だと思われる。

担保契約も、他の種類の契約と同じように終了することが可能である。以下の場合が法律によって認められている：

1. 契約に従って完全に債務を弁済した；
2. 債務請求の時効になった；
3. 債権者が担保に関して権利を放棄した。

契約内債務に関する法律の 35 条は、訴訟提起における時効を 3 年と規定している。他の種類の契約は、金銭貸借契約は 3 年である。訴訟提起の時効は、その契約の期限が終了した日から数える。訴訟提起の時効は、訴訟提起にとって障害となる偶発的な事故又は不可抗力の事故が生じた場合は一時停止する。原告又は被告が軍隊に配属されていて、戦争の frontline 又は戦争に送られた場合などがこれにあたる。一時停止期間が終了した後で、その前に経過した時効をさらに継続させる。訴訟相手又は契約当事者の不確かな行為があった時に、起訴提起における時効は停止される。例えば：自分の債務の承認。この場合、訴訟提起は新たに算定される。

#### 4. 債務の弁済における優先順位

担保の観点の中で、優先順位 (priority) とは、担保物に対して債権者の有する「特権」、又は他の債権者より先に債務の支払を受ける権利である。当該特権は、次の通りまとめて 2 種類に分類することが可能となる：

1. 担保物から債務の弁済を受ける権利、又は債権者に対して弁済し返還する；
2. 債権者が複数の場合に、担保のない他の債権者より先に、担保物から債務の弁済を受ける権利又は債権者に対して弁済し返還する。

したがって、契約履行の担保における優先順位とは、債務者の物から自分に対して債務の支払を受けるにあたっての債権者の権利であり、他の債権者より上位にある。担保するために、物に対する権利の根拠を有するという特徴があり、これは当該権利を得た者（債権者）は、自分の権利（担保物に対する権利）を財産に関する第三者又は担保物に対して主張することが可能になる。これを優先順位と呼ぶ。第三者に対する主張する権利を与えるのは、財産又は物に対して第三者に障壁を作るためであり、債権者の請求権を促進し保証するためである。これは基本的には以下の通りである：

- 担保物及びその他を競売する宣言によって満足を得る。これは他の債権者より上位の権利である；

- 物の返還を希望する場合は債務を弁済する（そうしなければ競売にかける）というプレッシャーをかけるために、一時的に債務者の物を留置することにより満足を得る；

- その物を留置する権利から満足を得る。

この前述したことは質入れによる担保となり、債務者が物を債権者に質入れしたというケースになる（債権者は質入れされた物を占有する<sup>53</sup>）。したがって債権者は権利を有し、当該優先順位に関して、第三者に対して主張することができる。担保は契約書類及び副契約（追加契約）となる。これはすでに説明したものである。担保の優先順位は以下の場合に生じる：

1. まず物に関する担保がある又は何らかの物が先にある；
2. 質入れ、又は動産であるとすれば、当該物は、優先権を取得した者の下にある、又は占有になければならない；一般的に言えば担保を取得した債権者、又は委任を受けた他の個人である；
3. 担保又は固定資産による担保の場合、その担保の証拠書類は係官又は委任を受けた者の下に引き渡されなければならない；
4. 担保の優先順位を効果させるために、担保契約は登記されなければならない。これは当該5号の中ですでに説明されたものである。

債務者が物を占有させない場合がある。例えば、債務者に当該物の権利証を預ける。例：倉庫中の商品の証明書又は農耕トラクターの所有権証明書を債権者に預ける。債権者も当該物の優先順位を有する。質入れ又は担保からのものであるとしても、法律に従って規定された優先順位は、担保契約が登記された時のみ完全に効果が生じる。

#### 4.1. 優先順位

優先順位の効果について説明してきた。これは一般的に、前述した原則に従って担保契約登記に従って履行した時のみ、優先順位を有する債権者が自分の優先順位を発生させることが可能である。いずれにしる法律は優先順位を以下の順位でつけている：

- 法律に基づく優先順位；

---

<sup>53</sup> 翻訳者注：原文の意味が分からなかったが、翻訳した通りに理解した。

- 担保契約に基づく優先順位

債権者は担保契約に基づく優先順位があるにもかかわらず、他方、該当者の優先順位は法律に基づく担保の副優先順位である。法律に基づく優先順位とは、法律が規定した優先順位、又は法律が債務の弁済の保証に関して規定しているものである。例えば：労働者の労賃。これは労働法によって担保される。企業倒産に関する法律に従って、債権者に物が分配される<sup>54</sup>。

例1：債権者 - 銀行は、債務者 - 工場に金銭を貸し付けた。この工場は紡織<sup>55</sup>事業を実施している。紡織労働者が500人いて、工場と紡織機は消費貸借の担保物となる。それ以降当該工場は事業実施において問題に直面し、債務の弁済が不可能となり、倒産に陥った。契約履行の担保に関する法律の7条及び企業の倒産に関する法律の44条に従って、労働者は法律に従って債務の弁済を受ける、又は彼らは労賃を先に受けるという権利又は優先順位を有する。これ以降は国家に対する債務である。例えば：税金、次いで、担保を有する銀行の債務、又は担保を有する他の債権者である。

5. 未成年者、精神障がい者又は失踪者の物による担保

契約履行の担保に関する法律33条は、裁判所の同意に従って、当該者の利益を保護管理するにあたっての支払を担保するために、未成年者、精神障がい者の保護者、又は失踪者の財産管理者が、当該者たちの物を担保にすることが可能であることを許可する。

原則に従って言えば、保護者又は管理者は、未成年者、精神障がい者又は失踪者の物

---

<sup>54</sup>（鈴木一子注：原文の脚注番号は50）44条。債権者に物を配分すること

清算委員会が物を集める時に、企業が受け入れなければならない債務が受け入れられたら、債権者に対して物の配分は以下のような優先順位に従って執行される：

1. 労働者の労賃；
2. 国家に対する債務；
3. 担保のある債務；
4. 担保のない債務

当該債務の弁済は、優先順位を取得した債務の弁済をまず完全に行う、そして残っているものがいくらあるか、それを債務の弁済の次の優先順位に進んでいく。

同じ優先順位レベルにある債務で、債務を弁済するのに物が不十分であれば、各債務価格の百分率に従って弁済させる。

<sup>55</sup> 翻訳者注：原文に誤字があったが翻訳した通りに理解した。

を管理保護する債務を有する。またその損失が自分の過失により生じたものであれば、生じた損失に対して責任を負わなければならない。

いずれにしろ未成年者、精神障がい者又は失踪者の利益のために、当該者自身の利益のために財産又は物を使用しなければならないケースが生じるであろう。例えば：治療。法律も保護者又は管理者が担保にすることが可能であることを許可している。しかし、これにはまず裁判所の合意が必要である。

## 6. 国営企業の物担保

1994年版契約履行の担保に関する法律は、国営企業又は合同国営企業の物担保に関して明確に規定していない。2005年度改訂版の法律9条では、国営企業が自分の物を担保とすることが可能であると許可することによって、新しい内容を規定している。9条1項は次の通り規定する：「法律に従って適法に登記した国営企業又は合同国営企業は、法規則に従って自分の物を担保物とすることが可能である」。

国営企業又は合同国営企業の土地は、同じように担保物とすることが可能である。9条2項は、「土地について、国営企業又は合同国営企業は、取締役会から同意を得ることにより、これを担保とすることが可能となる。しかし、政府の許可に基づく期限の範囲内で使用する権利を有するだけである」。

確かに、これは国家の土地使用における新しい政策と原則である。法律はこの原則について詳細に規定していない。法律によって政府がさらに詳細な規則を出すように規定した。新しい原則は次の通り規定する。この目的は、国営企業が十分な事業活動を行うことを可能とするためである。その国営企業自身の活動に使うために資金源を探すにあたって、国営企業に少なくとも柔軟性を有することを可能にさせるためである。例えば、銀行からの金銭消費貸借などがある。

今まで法律の規定があり、国営企業の事業活動に対して障害となっていた。本法契約履行の担保に関する改正以前、国営企業は自分の動産及び不動産である物を担保とすることが不可能であった。所有権法8条は次の通り規定する。「財務面における車両及び法律の中で規定されている他の物だけを例外として、国家組織機関の固定資産である、企業、建物、建築物、機材材料及び他の物は、担保の目的物にすることはできない。又は債権者の訴えによって没収される又は押収されることはない」。土地法59条は次の通り規定する。「土地使用権を使用した、国家組織機関、政治組織機関、建国戦線、大衆組織機関及び国家の経済組織は、保護管理及び使用する権利を有するにすぎない。他方で、譲渡、貸借、コンセッションさせる、資本化する、担保設定する権利は何もない」。土地法59条は「国家の経済組織」という用語を使用している。実際これがどんな組織であるかまだ明確に定義されていない。

しかしこの用語は、国営企業も含んでいると理解することが可能であろう。したがって当該二つの法律の二つの項によって見えてくるものは、国営企業は、動産又は不動産に担保設定することは可能でなく、さらに言えば、国営企業の動産及び固定資産を担保契約の目的物にすることは不可能であるということだ。例として、水道会社は自分の土地を消費貸借契約の担保にすることはできない。このように法律が規定するのは、国家の公益を管理保護するためである。国営企業は、財務省からの資本で設立される。財務省は税金、関税から資本を徴収する。国営企業も国家企業と同様であり、業務遂行のための国家の一組織機関である。したがって、法律では国営企業の物を個人の所有権、又は民間に手交することは禁止又は保護されている。例えば、ある国営企業が自分の土地に担保設定し、契約履行をすることが不可能となった場合、担保の目的物は、消費貸借契約に従って債務を弁済するために競売にかけられるであろう（債務の弁済のために財務省が穴埋めすることを除くが、これは他の問題を引き起こす）。

普通は、企業又は個人が事業活動の目的で、又はどんな目的であろうと、銀行から金銭を借りなければいけない時に、銀行が信用融資するには、銀行が予め設定した融資の要件を備えていなければならない。要件の一つは、借主が担保設定する物を所有していることである。したがって、新しい政策と法律は当該障害を解決する。法律が、国営企業が自分の物を資本にすることが可能であると許可しなければ、国営企業は金融面で融通性を失うであろう。また事業実施又は他の民間企業と競争することが不可能になるであろう。

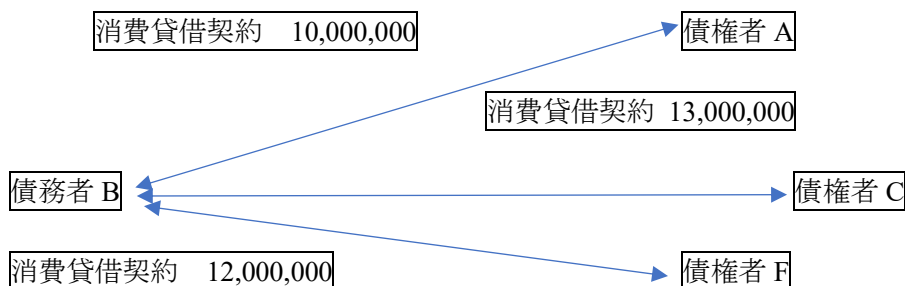
## 7. 優先順位の放棄及び担保の譲渡

契約履行の担保に関する法律 32 条は、優先順位の放棄及び担保の譲渡を次の通り規定している：

「優先順位を有する債権者は、自分の優先順位を放棄して、自分の債務の価値を超えない担保を有する他の債権者に譲渡することが可能である。担保を有する債権者は、自分の担保を同じ債権者に対する担保を持たない他の債権者に譲渡する権利を有する。しかし債務者の債務の価格を超えてはならない。担保を有する債権者は、自分の債務の中の利益を含めて、債務を他の個人に譲渡することが可能である。この場合、債務と結びついている担保と優先順位は一緒に譲渡されるであろう。しかし自分の債務価格を超えてはならない。」

一般的に、優先順位に従って請求権を有する債権者が、自分の請求権を放棄して債権者又は他の請求権を有する人に譲渡することはよくある。32条1項も同じようにこの原則を受け入れている。この中で検討しなければならない点は：(1) この優先順位を放棄することは、担保を有する他の債権者に対してのみ効果を持ち、担保を持たない債権者に対しては効果を持たない；(2) 担保は優先順位を放棄する者の債務を超えない；(3) 32条に基づく優先順位の放棄は、物による担保に対してのみ効果があると見られ、個人による担保には

生じないであろう。以下の図表を参照：



債権者 A 及び F は担保を有する債権者である。債権者 A は全ての債権者の中で一番先に債務の弁済を受ける優先順位がある。債権者 F<sup>56</sup>は債務者 B の債権者である。しかし担保を持っていなかった。債権者 A は自分の優先順位を放棄して債権者 F に譲ることが可能であるのみであり、優先権を放棄して債権者 C に譲ることは不可能である。当該者は担保を持っていないためだ。これらは 32 条 1 項の精神を示すものである。

もう一つの点として、法律は次の通り規定する。「自己の債務の価値を超えてはならない。」これは、この優先順位を得た他の債権者に対して意味を有する。当該例の中で、債務者に対して有する債権者 A の債務は 10,000,000 キープだけであり、他方債権者 F は契約に従って 12,000,000 キープに対する請求権を有する（そして優先順位を持たない）。

債権者 A が自分の優先順位を放棄してこれを債権者 F に譲った時に、債権者 F は自分の権利に従って、当該優先順位を 10,000,000 キープだけ使用することが可能となるが、12,000,000 キープではない。余った 2,000,000 キープはどうすればいいか？債権者 F は残った債務の弁済を受けることが可能である。しかし順番に従って行わなければならない。また債権者 A も、同じように債務の弁済を受ける。

優先順位の放棄は債務の放棄（借金の免除、借金棒引き）ではない。これは、担保はあるが優先順位を持たない他の債権者に、一番先になる債務の弁済の順番（優先順位）を譲渡することである。32 条 2 項は、1 項と類似した特徴を有する。しかし担保を有する債権者は、自分の担保権を担保のない債権者に譲ることができ、またこの効果は同じであるとい

<sup>56</sup> 鈴木一子注：債権者 C の誤記ではないか？



う観点で異なる。。

32条3項は、自分の債務の中の利益を含めて債務を他の個人にそのまま譲渡する。又はさらに付け加えると、他人に債務を譲渡するということになる。この点で3項は明確である。

## 第2章

### 動産による担保

#### 1. 動産による担保の意味

法律10条は、動産による担保の定義を次の通り規定する：「動産による担保は、質入れと呼ばれ、移動が可能である物によって債務の弁済又は他の債務履行を保証するものである」。

当該定義から興味深い点として以下のものがある：

A. 「動産<sup>57</sup>」(movable property) は、明瞭に規定されていない。担保法草案の検討において、当該用語の使用は草案者から以下の承認を得ている。動産という用語は、移動させることが可能な物を意味する。これは形状又は実体のある物、及び実体のない物又は形状のない物である。

- 実体のある物 (corporeal objects) とは、人間の知覚神経によって感知することが可能な、各物 (サップ・シィン・コォーン) 又は各物である。例えば：知覚、嗅覚及び味覚である。これ以外に、物は物理的に分類することが可能である。又はこれらの物を追加することによって分類することが可能である。例えば：固体になる、液体、気化する、固体、エネルギーとなる。

- 実体のない物 (incorporeal objects) とは、知覚神経を使って知覚することができないものである。例えば、触ることが不可能、目で見ることが不可能なものである。例えば：物に付随している権利。例として、所有権、占有権、使用権、果実を取得する権利、貸借権、知的財産権などである。

B. 動産による担保は、その動産によって質入れすることである；

C. 質入れすることとは、移動することが可能な物によって債務の弁済を保証する又は他の債務を履行することである。この中で二つ検討しなければならない点がある：

- 移動することが可能な物によって債務の履行を保証する。例：A は B から総額 10,000,000 キープの金銭を借りた。これに際して、A は債権者である B にダイヤの指輪を一つ渡し債権者はそれを保管し、債務の支払を受けることを保証する。又は B が当該ダイヤの指輪を

---

<sup>57</sup> 翻訳者注：原語は「不動産」であるが、動産の誤記と判断した。

銀行に預けた場合、債務の弁済を保証するために、当該者は債権者に当該指輪を預けた証明書を渡す。

-移動することが可能な物によって担保を保証する。「債務」以外に、担保設定者（質入れのケースでは、「質入れする人」は以下に述べる事ができる）が移動することが可能な物によって、債権者又は請求権を有する者に対する「債務」の履行を担保することができる。例えば：買主は自分が買った商品の全額を支払うことが不可能であり、よって当該商品を売主に対して自分の債務支払の担保とした。

まとめると、動産による担保は、債務の弁済又は債務履行を保証するための動産による質入れである。

## 2. ラオス人民民主主義共和国における質入れに関する原則の発展

質入れは、契約履行を保証する措置の一つであるとみなされている。契約内債務に関する法律は、25、26 及び 27 条の中で質入れに関する原則を規定した。1990 年に契約内債務に関する法律が作られて承認された。質入れに関する全ての原則は、他の種類の質入れの原則に類似している。異なる項が存在するが、類似する主な基本は以下の通りである：

1. 債務の弁済を保証するためのみ（25 条 1 項）；
2. 消費貸借契約（本契約）から質入れ契約となる質入れ、及び副契約となる、追加債務となる質入れ（25 条 1 項）；
3. 質入れ契約の目的物である物を債権者又は質入れの受取人又は委任を受けた第三者の下に置かなければならない（25 条 1 項）；
4. 質入れした物は質入れした者の所有でなければならない（26 条 2 項）

契約内債務に関する法律に基づく質入れの重要な意味は以下の通りである：

- 物は実体のある物だけで、実体のない物又は以下のような物は含まない。例えば、様々な権利。例として、将来において生じるだろう果実、自分の債権者に対する請求権など；

- 目的物である物は債権者の占有下に置く。債権者は他の債権者に対して他の債権者よ

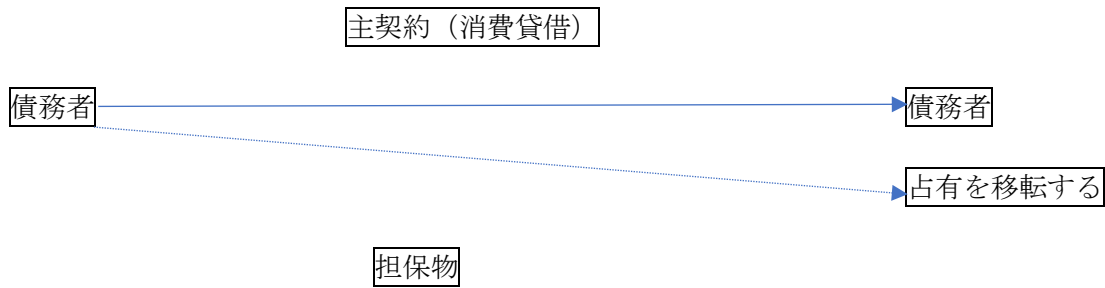
り先に債務を弁済してもらうように主張できる優先権を有する（28条）。

したがって、契約内債務に関する法律に従ってラオスの質入れに関係する原則は、他の国の民法典の原則に類似した特徴を有するということがわかる。例えば：日本、タイなどである。ここで見えてくることは、質入れ契約又は担保契約の登記をする機関がないということである。

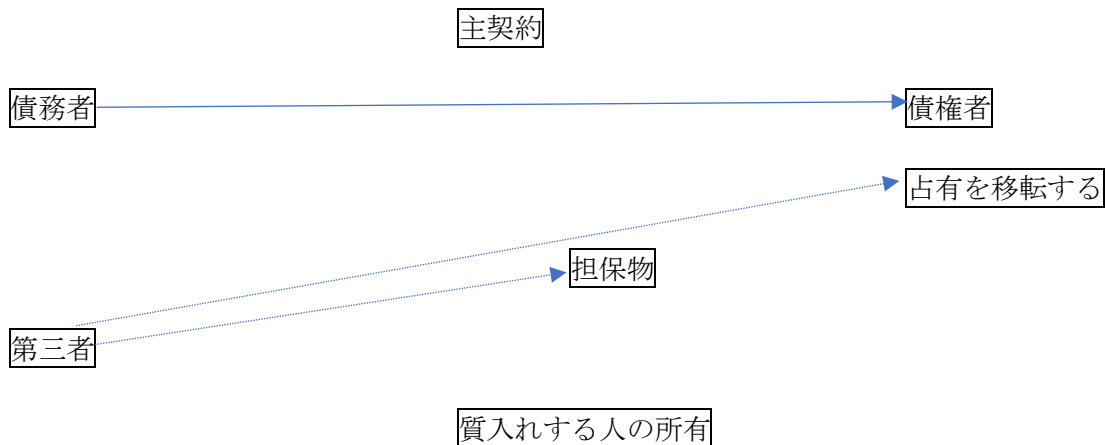
それから4年の間、経済、文化及び社会面での発展によって、経済面での活動に対応して柔軟性を増やすために、担保登録原則を知るに至った。包括して言えば、質入れを行うに際して、債務者が、質入れ契約の目的物である物を債権者の占有にしないということが可能となった（書類による質入れ）。他方、登記によって債権者は前と同じように優先順位を有することが可能となる。契約履行の担保に関する法律は、1994年人民会議から承認を受け、当該原則が承認された。ラオス法の担保に関する原則となり、ラオスの法律がさらに次のレベルに発展したとみなされた（第2章動産による担保、第5章担保の総合規則）。いずれにしろ1994年度版の契約履行の担保に関する法律の中では、実体のない物又は物による担保又は質入れは、まだ承認されていない。

質入れの目的物である、占有（**possessory security**）による質入れに関する原則及び物を占有しない（**non-possessory security**）ことによる質入れに関する原則は、未だに2005年度版契約履行の担保に関する法律の中で保護され、及びさらに幅広く発展している（今後、「担保法」と呼ぶ。これは2005年度版契約履行の担保に関する法律を意味する）。これ以外に、当該法律の中でさらに、実体のある物及び実体のない物が承認された。これは、これから述べる質入れの種類に関して理解するために非常に重要な点となる。

契約履行の担保に関する法律に従って、質入れについて大きな二つの原則がある：(1) 動産（**possessory security**）となる物を占有することによる質入れで、債務担保のため、債務者は物を債権者のもとに置いておく（債権者の占有の下に置く）；(2) 物の占有をしない質入れ（**non-possessory security**）とは、債権者が、担保にする物（サップ・シン・コーン）を占有しないで、物（サップ）又は物によって担保することで、その物（サップ・シン・コーン）を債務者又は第三者のもとに置くかどうかはその担保契約次第である。その質入れの目的物の物は、債務者の所有権又は他人の所有権でなければならない。他方その物（サップ・シン・コーン）の所有者から許可を得れば、書面での権利譲渡によって質入れさせる。この規定は、契約履行の担保に関する法律の12条の中で規定されている。質入れの目的物となる物占有のある質入れを、以下の図によって説明する：



いずれにしろ、債務者に債務の弁済を保証するため、自分の物に対する債務者でない第三者が債権者を担保するというケースもあるだろう。したがって質入れする者は、おそらくいつも債務者であるとは限らない。例：両親は娘のために金の首輪を債務の担保にした。これは債務者の所有権ではない物による質入れを許可することになる。



### 3. 質入れの種類

担保法が前述した質入れの2つの原則を受け入れているので、ラオス人民民主共和国の質入れは、法律に従って多くの種類に分類されている。法律11条は、質入れを以下の5種類に分けている：

- 物による質入れ；
- 書類による質入れ：所有権証明書、株券、社債、証券；
- 倉庫内の商品による質入れ；

- 実体のない物（サップ・シィン）による質入れ。例えば：会社の債権、知的所有権、銀行預金、契約に基づく権利、物（サップ・シィン）又は物を受け取る権利、ライセンス許可、何らかの事業実施における承認と権利；
- 物（サップ・シィン）による質入れ、又はプロジェクトの果実、又は将来において確実に生じるだろうという保証がある何らかの活動

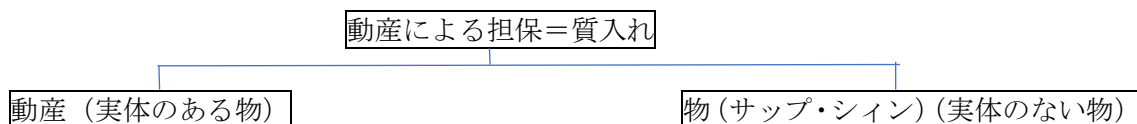
実際、法律は質入れの種類をこの5つに分類している、法律の意図によって、物（サップ）、物の特徴又は担保契約の対象物によっている。別の面で言えば、ラオスの法律は、まだ請求権の内容を幅広く含めていない。いずれにしるこの5種類は、2つの大きな特徴を有するものに分けられる、つまり：1. 物による質入れ、及び2. 権利による質入れである。

物による質入れは、様々な動産による担保である。例えば、宝石の指輪、金、馬、車、船、エンジン、又は倉庫の中の商品、これらの物である。

権利による又は他の契約の中の請求権から生じる権利による質入れ、例えば消費貸借契約に基づく請求権、売買契約の目的物引渡請求権、曲、舞台、物語の著作権、商標の使用権、物（サップ・シィン）又は物を受け入れる権利、ライセンス許可、何らかの事業実施における承認又は権利は、実体のない物である。これは、法律の11条が原則を規定したものである。ここで関心があるのは、「実体のない物」が認められていることである<sup>58</sup>。

この不動産による担保は2つの大きな章に分けることが可能である：つまり物による質入れ（実体のある）及び権利による質入れ（実体のない）である。したがって方法とその対象物に対して特別にある法律は異なったものになる。これについては次の章の中で述べる。

#### 動産による担保に関する概要



#### 4. 物による動産担保

<sup>58</sup> 翻訳者注：原文に誤字があったが翻訳した通りに理解した。

担保法 12 条は、物による動産担保の定義を次の通り規定する：「物による動産担保とは契約であり、債務者が自分の物を債権者の占有の下に置く又は委任を受けた他人の下に置く。又は、当該物は、債務者が規定した時に、動産担保契約の中で明示される。これは、各債務者は、まだ当該物の占有者であり、その債務又は債権の弁済を保証するためであり」。この定義から、次の通り分けることが可能となる：

- 物である動産による担保とは、契約の一種である、これは契約作成の原則に従って適法に履行されなければならない、よって効果を有することができる；
- 契約の目的対象物であるその物（サップ・シン・コォーン）は、債権者又は合意された第三者に引き渡さなければならない；又は
- 契約の目的対象物であるその物（サップ・シン・コォーン）は、物による担保契約の中で規定されている。他方では債務者は当該物を占有している。

当該特徴は、物による動産担保を占有している又は占有していない、という物の占有に関する考えを示している（この編の第 1 章の中で説明しているように）。物による動産担保の基本的な特徴は、債権者が、他の個人又は他の債権者に対して、自分に担保物に対する、自分の請求権を保証することを可能にするためである。これは債務者に対して、物の返還を希望するのであれば債務を全部弁済しなければいけないというプレッシャーをかけているとみなされる。よって動産による担保契約の目的対象物を債権者に引き渡し、一時的に債権者が占有しておく必要がある。他の面では、目的対象物を債権者に引き渡し占有させるということは、当該債権者に効果をもたらす。つまり当該物を売ることによる債務の弁済において優先順位を得る。前述したことは各国の民法の基本原則である。担保法はこれから出てくる特別なことを規定している。これは債務者に対して、動産担保物を占有する許可を出すということである。

例 1：A は B に、A のモーターバイクを消費貸借の担保物とする、又は B に動産担保を設定し、他方、A は当該バイクを使用することが可能であるという要件で、総額 5,000,000 キープの消費貸借契約締結するよう求めた。定義第 2 号は動産担保の原則をカバーしている。これ以外に、法律は書類を追加することによって動産担保を規定している。これはこれから検討していく。

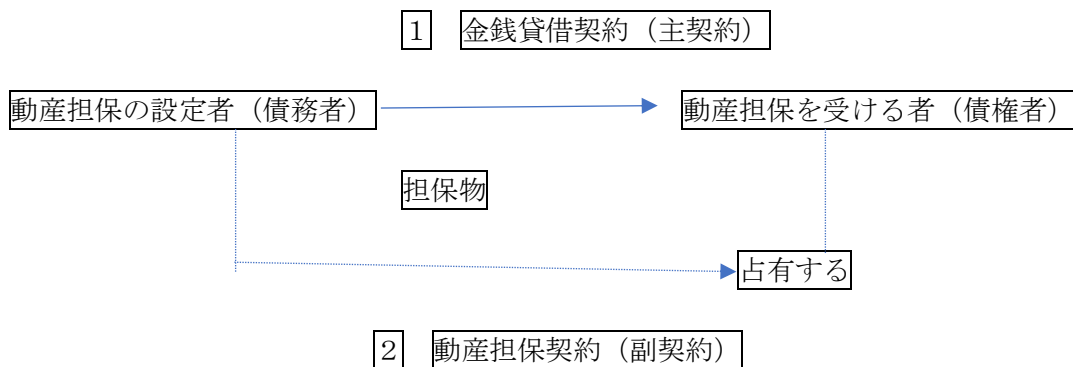
#### 4.1. 物による動産担保の要件

担保法 13 条は物による動産担保の要件を次の通り規定している：「物による動産担保では以下の要件を満たさなければならない；

1. 債務弁済契約があること。これは物による保証を受ける動産担保契約になる；

2. その物は債務者の所有でなければならない。又は書面で権利が譲渡され動産担保された他の個人のものでなければならない；
3. その物は、債権者の占有に置かれなければならない。又は双方が合意した他の個人の占有の下に置かれなければならない。」

物による動産担保契約は、単独で成立させることはできない。担保になる、担保の基本による、物による動産担保契約は、副次的な契約であり、主な契約又は主契約がなければならないためである。これは先に物によって債務の弁済をする。例えば：消費貸借契約などである。図表により説明する：



例2：AはBから金銭を借りた。当該消費貸借契約の担保のために、Aのモーターバイクの動産担保契約を締結した。

2番目の要件で重要な内容は、担保物又は物（サップ・シィン・コォーン）は債務者の所有物でなければならないこと、又は他の個人の所有であれば、許可がなければならないこと、又は先に所有者から書面で同意を得なければならないこと、さらに当該書類にその確実性を証明する署名が必要であることである。例えば、村長の承認又は一緒の契約である。債務者の物（サップ・シィン・コォーン）でなければ、それ以外に、後で争いが生じないように、モーターバイク、乗用車、エンジンその他などを登記しなければならない物の場合、当該動産担保物（サップ・シィン・コォーン）は関係するセクターで登録しなければならない。

動産担保についてもう一点重要な要件として、契約の目的物になる物は、債権者又は委任された他の個人の占有に移転しなければならない。いずれにしろ、法律12条に従って物による動産担保の定義を比較すると、債務者は契約の中の物（サップ・シィン・コォーン）に関して規定されており、他方、その物（サップ）を債権者は占有しないという観点において合致しない規定がある。法律の意図に従って理解させるために、おそらく、大きいサイズ



であるという特徴を有する物の場合、この理由となるであろう。例えば：工場の機械、又は掘削車両である。また債権者自身が当該物（サップ・シィン・コォーン）を保存整理する場所がない場合、法律は契約当事者がこの物（サップ・シィン・コォーン）を保存整理する場所に関して合意する余地がある。これはすでに説明したように物を占有しない形の動産担保の原則となる。いずれにしろ、担保法は倉庫内の商品による動産担保及び書類追加による動産担保を規定している。この点において、さらに討論しなければならない点がある。

#### 4.2. 物による動産担保の効果

担保法 14 条は、動産担保の効果について規定する。これは以下のような数多くの点に分けることが可能である：

##### 4.2.1 物による動産担保目的物の所有権

動産担保とは、債権者との間で債務の担保にされる物を取得すること又は債務の弁済を保証するためだけに、その物（サップ・シィン・コォーン）を債権者に譲渡することであり、売ることではない。したがって動産担保物（サップ・シィン・コォーン）は、未だに債務者にその所有権があり、他方、債権者の占有、又はその物を管理保護する委任を受けた他の個人の占有にある。いずれにしろ 14 条 2 項は、次の通り規定している。「債務者が相互に合意した期限に基づく債務の弁済が不可能となる場合、動産担保物の所有権は債権者に移転する。」この法律の条文の内容によれば、債権者はこの動産担保物（サップ・シィン・コォーン）の所有者となる。検討しなければならない点は、債権者は自動的にそのまま物（サップ・シィン・コォーン）の所有者となるのか、又は契約の強制執行の手続を経なければならないのか、ということである。これは、債権者は裁判所に対して契約の強制執行の申入れをしなければならず、当該物を競売にかける、又は入札して、その金銭を債務の弁済にあてるためである。これは他国、例えば日本で原則となっている。日本の法律によれば、債務者が契約を履行できない場合、動産担保の目的は債務の弁済を保証することであり、その物（サップ）の所有権の取得ではない。したがって、債務者が履行することが不可能であれば、裁判所に申し立てて判決を求め、金銭を債務の弁済にあてるために物（サップ）を売却する。このような方法は、債権者が、直接的及び間接的に、債務者の物を強制的に取り立てるような法律の隙間を減少させる。例えば、動産担保物（サップ・シィン・コォーン）の価格を低くするように威圧することである。競売又は入札という制度を使用することは、この隙間を解決するにあたり債権者及び債務者双方にとっての最良の出口となる。

法律 34 条で、次の通り規定している。「債務者又は担保設定者が期限に従って債務を弁済しなければ、当該者は動産担保又は担保にした物に対する所有権を失い、また債権者は契約内での合意に従って担保物の所有者となる権利を有する。」同じ条文の第 2 項は、次の通り規定する：「債務を弁済するために、債権者は動産担保又は担保物を入札で売る権利を

有する。」34条第1項と第2項を検討し、法律の一般原則と比較すれば、意味を解釈することが可能であろう。ガイドラインとして要約することが可能である。つまり：動産担保契約又は担保契約に従って債務を履行することが不可能な場合、担保の目的物である物（サップ・シン・コーン）又は物に対する所有権は債権者に移転する。これは債権者がその物（サップ）を入札で売ることによって、債権者に、当該物に対する絶対的な権利を取得させるためであり、債務の弁済のみのためである。債権者でない者がこの物に対して所有権を取得した場合、このようなことになれば、法の網の目を生じさせることになるだろう。

#### 4.2.2. 動産担保の優先順位

動産担保の目的物である物がどの債権者の下にあるかという原則によって、債務の弁済が一番先になる優先順位は、動産担保の目的物を有するその人物になる。ラオスの法律も同様にこの原則を受け入れている。その債務者に対し複数の債権者がいれば、他の債権者は動産担保物を差し押さえる権利を持たない。

#### 4.2.3. 果実の使用又は取得

下記の通り書面で規定がある場合を除き、債権者又は債務者から動産担保を受け取った者又は保護管理するよう委任を受けた個人は、この動産担保物を使用する権利を持たず、当該物（サップ）から果実を取得する権利を持たない。

契約内債務に関する法律27条1項は、果実に対する執行ガイドラインをあらかじめ規定している。つまり動産担保物（サップ・シン・コーン）が何らかの果実を生み出した場合において、動産担保をした者の所有となる。動産担保を受けた者が当該果実を必要とした場合、当該者に金銭を払わせて受け取らせる。

#### 4.2.4. 保護管理における債務（duty of care）

自分の過失によって担保物を故障棄損させた債権者、又は動産担保物を占有する管理保護を委任された者は、責任を持って弁済する債務を有する。「過失」の範囲はどのくらいであるべきか、法律が詳細に規定していないことにかかわらず、いかなるケースであろうとも、債権者又は管理保護を委任された者の義務の不行為又は懈怠にかかわらず、動産担保物が故障棄損した場合、当該者は債務者に対して弁済する責任を負う。当該弁済は、動産担保物の状態、品質及び性質に合致しなければならない。こうした理由により、問題解決を簡便にするため、動産担保は確実に、動産担保物の状態、品質及び性質を定めなければならない。担保法18条は、契約当事者は、契約において物（動産）の性質と価値に関して完璧に、一緒に合意するよう規定している。

1994年及び2005年度版担保法は、偶発事故又は不可抗力事故から発生した、動産担

保になった物の故障棄損があった場合について詳細に規定していない。契約法27条3項は、偶発事故又は不可抗力から生じた棄損は例外であると規定している。これ以外に、契約法27条4項は、動産担保を受けた者が動産担保物（サップ・シィン・コォーン）の保護管理において支払を行った場合、当該者は費用の返還請求権を有する。例えば：乗用車の動産担保があった。この動産担保された車を通常の状態に保護管理するため、動産担保を受けた者はメンテナンスを行い、車のエンジンをかける。これには確実に支出が生じる。したがって法律では、当該者に当該の費用を請求する権利を与えている。

動産担保物の保護管理における債務以外に、当該物が遺失した、又は盗まれたケースでも、債権者又は保護管理者は債務又は請求権を持ち、追跡してその物を取り戻す。この点において、法律はさらに追加して詳しく規定していない。遺失した又は盗難に遭った物を追跡調査して取り戻すことが不可能であった場合、債権者又は保護管理者は、故障棄損の場合と同じように補填しなければならないのか、又は全く責任を負わなくてよいのか。

#### 4.2.5. 動産担保物の入札又は競売

債務者又は動産担保を設定する者が、期限に従って債務の弁済をしなかった場合、債権者は債務の弁済のために、動産担保物を入札で売る権利を有する。動産担保物の価値が債務よりも高ければ、債権者はそのまま全部買い取ることが可能である<sup>59</sup>。動産担保物を、相互の合意に従って、又は入札に従って売却する。初期投資と利息を差し引いた後、残りの部分は債務者に返還しなければならない。動産担保物を売却した金銭の総額が債務に足りなければ、債務者に追加させて完璧に足りるようにさせる。

上記の入札による動産担保物の販売は、債権者と債務者に対して正義を保証する方法となるであろう。市場又は買主が価格自体を決定することになるためだ（市場に基づく価格より低い価格を得たとしても）。物を入札販売に出すことは、債権者自身が、当該の物を差し押さえて自分の物にする、又は（全部買い取りたければ<sup>60</sup>）物の実際の値段より低い価格をつけることにより、債務者に対して有利な立場になることを防止するためである。他の面では、債務者をこうした問題から保護することになる。動産担保物が債務の額に達しないとすると、債務者は完璧に弁済しなければならないからである。

#### 4.5. 物による動産担保の終了

動産担保契約は他の契約と同じで、契約当事者の債権と債務が連続して履行された時に、契約が完全に履行されたとみなされる。今まで述べてきたように、動産担保契約が副

---

<sup>59</sup> 翻訳者注：原文に誤字があるが、翻訳した通りの意味と理解した。

<sup>60</sup> 翻訳者注：原文に誤字があるが、翻訳した通りの意味と理解した。

契約である場合、債務者が債務の弁済又は債務の履行を完全に終わらせると、消費貸借契約が終了するだけでなく、副契約 - 動産担保契約も同様に終了の効果をも有する。したがって、債権者は動産担保物を元の状態で債務者に返還する債務をも有する。

もう一点、債権者が担保又は動産担保において権利を放棄したら、動産担保契約も終了し、この動産登記した物は債務者に返還しなければならない。

## 5. 書類による動産担保

### 5.1 書類による動産担保の定義

担保法 15 条では、書類による動産担保の定義について次の通り定義している。「書類による動産担保とは、債務の弁済を保証するため、債務者は債権者に動産の所有権証明書を引き渡し、他方、債務者は未だに占有権を有し、当該物を使用する。」

動産担保において使用される書類は、担保法 11 条に従って以下のものから構成されている：所有権を証明する書類、株券、社債、証券など。

所有権を証明する書類とは、移動することが可能な各物の所有権を証明する書類である。例えば：乗用車、モーターバイク、船、動物、及びその他の登記書類で固定資産ではないもの。会社の株において、株券、社債及び証券も、何らかの個人のもの又は法人に対する所有権又は権利の証明書類となる。又は社債、金銭貸借、社債のケースにおいて、会社に対して貸し付けている金銭の総額も所有権又は権利の証明書類となる。

書類による動産担保は、「権利」による動産担保と言うことが可能である。物（サップ・シイン）に対する権利、又は実体のある物の物（サップ）に対する権利である。これは様々な所有権証明書の中で示される、実体のない物（サップ）に対する権利であり、例えば：銀行預金、知的所有権（intellectual property）、物（サップ・シイン）又は物の取得における請求権、ライセンス許可、何らかの事業実施における承認又は権利である。

書類による動産担保とは、債権者又は動産担保を受ける者が動産担保物（サップ・シイン・コォーン）を占有しないという形式の一つである。請求権による動産担保又は株券による動産担保の場合と同様に、債権者が株券を占有しているにもかかわらず、実際の物（サップ・シイン）はその株の所有者である会社にある。したがってこの形式による動産担保は、債務者の物による保証であり、当該者はこれから述べるように未だに物（サップ）を占有及び使用している。

### 5.2 書類による動産担保の要件

法律が書類による動産担保の要件を規定していないことにかかわらず、書類による動産担保の要件を解釈することが可能である。担保法 6、31、35、36、37、及び 38 条の共通原則を適用しなければならず、契約作成の共通原則によらなければならない。つまり、契約法に従って契約一般の形式、内容及び要件によらなければならないということである。

### 5.3 書類による動産担保の効果

当該のように書類による動産担保は、債権者が物（サップ・シィン・コォーン）又は物（サップ・シィン）を本当に占有しないという形式になる。当該物（サップ・シィン・コォーン）は未だに債務者の下にあるためである。他方、契約を完全に履行するまで担保となるため、一時的に当該物（サップ・シィン）に対する占有権を取得すれば、この種類の動産担保の効果は次の通り分類することが可能となる：

#### 5.3.1 書類による動産担保物（サップ・シィン・コォーン）の所有権

物による動産担保と同様に、書類による動産担保において、15条2項は次の通り規定している。債務者は、未だに物（サップ）の所有権者であり、未だに当該物（サップ）の使用権を有する（物より生じる果実も含む）。他方、債務者は当該物（サップ・シィン・コォーン）に対する絶対的な権利を持たず、販売、譲渡、又はさらにこれを動産担保する権利を持たない。

#### 5.3.2 優先順位

書類による動産担保において、動産担保の目的物の対象物が債権者又は動産担保を受ける者の占有にないにもかかわらず、16条—3は次の通り規定している。債権者は、動産担保された動産の価値によって他の債権者より先に債務の弁済をされる優先順位を有する。いずれにしろ、書類による動産担保は、担保法の 35 条に従って、まず金融セクターで登記されなければならない。これにより債務者は当該権利を完全に使用することが可能になる。

#### 5.3.3 保護管理における債務

実際にある物（サップ・シィン・コォーン）で、又は債務者の占有になるであろう物（サップ・シィン・コォーン）及び債務者が未だに使用する権利があり果実を取得している物であるにもかかわらず、債務者は、これらの物（サップ・シィン・コォーン）を保護管理するにあたり、担保法 15 条 2 項の中で規定されたように元の状態にする債務を有する。

「元の状態」という用語は、法律の意味では、書類によって動産担保された動産の性質及び品質についてである。動産担保契約した時の物（サップ）の状態又は要件に類似し、適切に使用することが可能な状態という要件を備えていなければならない。したがって、債務者は常に物（サップ）を保護管理する債務を有しなければならない。なぜなら、いずれにしろ、

債務者が契約に従って履行することが不可能になった時に、債権者は動産の価値によって債務の支払補填を受けることが可能となるためである。法律の中では、新しく価格を評価すべきか否かについて公示する方法を規定していないにもかかわらず、動産担保された動産の入札競売において、契約の中で規定されているより低い値段で売却された場合、債務者は契約に従って完璧に債務を弁済しなければならない債務を有する。これは消費貸借契約に従って債務者が履行しなければならない債務である。

#### 5.3.4 督促請求と入札

法律 16 条では、他の個人に動産担保された動産の督促請求における権利を債務者に与え、債務者が契約に基づく履行が不可能になれば、期限が来た時に、その動産の入札競売を行うことを申し立てることが可能となる。

債務者が契約に従って履行することが不可能な場合、動産の入札競売の申立てにおいて、法律は債権者に対して権利を付与しているにもかかわらず、担保法は、債権者の当該権利の執行において詳細に規定せず、又はガイドラインを規定していない。したがって、この条文において、依然制限された条文がある。法律の精神がどうであるかに従って、債権者は当該権利を十分に履行することができる。どの機関が責任を取るか、人民会議又は他の機関（例えば、裁判所の判決執行部）であるか。

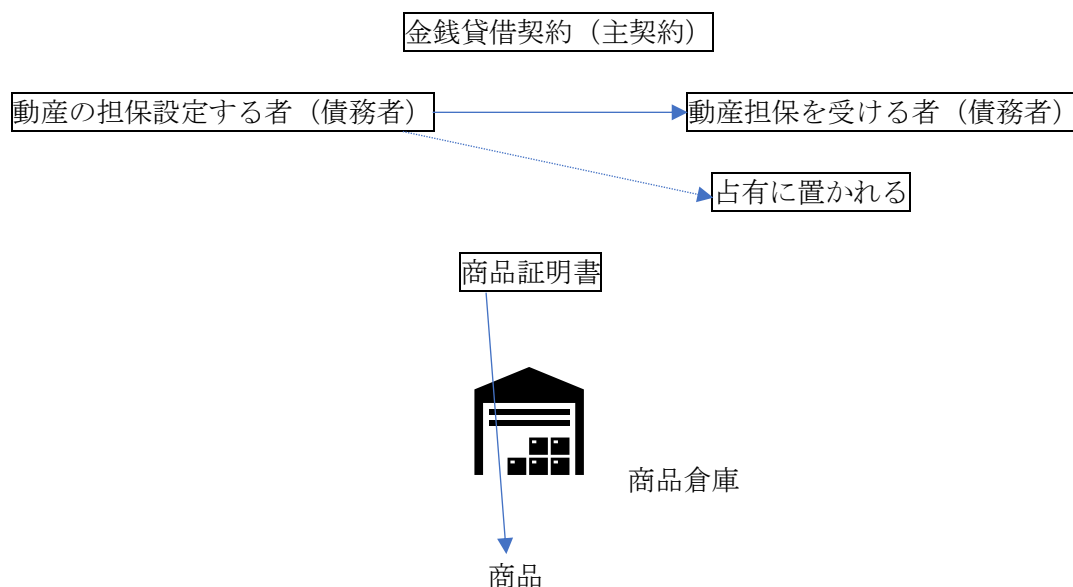
#### 5.4 書類による動産担保契約の終了

書類による動産担保契約は、契約当事者が規定された債務と債権を完全に履行した時に終了する。例えば、債務の履行又は債務の支払が完全に終わった時。債権者も、債務者に対して動産担保した書類を引き渡さなければならない債務がある。要約すると、書類による動産担保の終了は、担保法 37 条に従って、一般的原則と同様な原則が適用される。

#### 6. 倉庫の中の商品による動産担保

担保法 17 条は、次の通り規定する。「倉庫の中の商品による動産担保とは、倉庫の中にある商品の証明書を債権者に対する債務の弁済における担保とすることであり、倉庫内の商品の証明書は、手交することが可能である。」これを検討すると、倉庫の中の商品による動産担保は、不動産による動産担保種のもう一種であり、書類による動産担保と法的には類似する特徴を有するということが見えてくる。つまり、債務者は、倉庫の中に預けてある商品に対して債務者の所有権を証明する倉庫内商品証明書を金銭貸借の担保とする、又は、商品を債権者の占有にしないのであれば、債権者に対して債務を履行する。

「倉庫内の商品の証明書」<sup>61</sup>の意味は、未だに明確に規定されていない。少なくとも倉庫内の商品の証明書とは、商品又は債務者の物（サップ・シィン）又は借主の物（サップ・シィン）があるどこかの倉庫（warehouse）にある。そしてその商品はその倉庫の管理下にあり、債務者の管理の下にはない。下記の図を参照：



少なくとも債権者、債務者及び商品倉庫の関係において、各国の法律の原則は規定がそれぞれ異なる。だろう。例：日本の商法典において、倉庫の所有者、又は倉庫の責任者が商品を倉庫から出すのは商品証明書の保持者又は当該書類の裏書に明示された者に対してだけである。したがって、この本の中で当該関係を説明するのは困難なことである。

17 条は当該問題に関してさらに追加して詳細に法規則を規定している。もう一方では、法律が詳細に規定していないという場合において、いずれにしろ、今までに説明したことに基づく担保の共通原則は、未だにこの種類の動産担保管理に適用される原則である。

## 7. 実体のない物による動産担保

法律 19 条は、実体のない物による動産担保を次の通り規定している：「実体のない物及び物又はプロジェクトの果実又は将来において確実に生じるだろうと保証される何らかの活動は、動産担保とすることができる。当該物又は果実に対する権利は、売却、交換又は

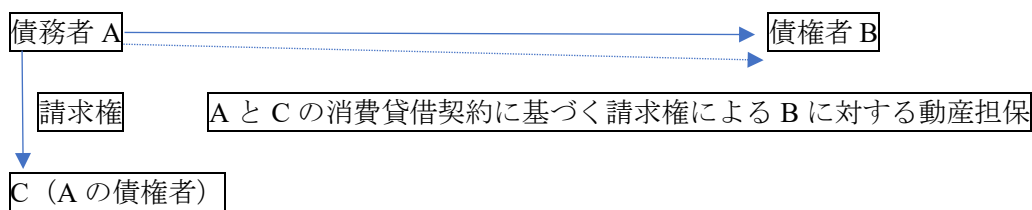
<sup>61</sup>（鈴木一子注：原文の注釈番号は 5 1）Inventory□ADB 専門家の意見による。Deposit Receipt、日本の商法典 598 条による。

他の個人に対して所有権として譲渡することが可能である」。

実体のない物による担保を受け入れることは、ラオス人民民主共和国にとって斬新な事であった。この担保法の中で、実体のない物による担保とは、動産による担保であるとみなされている。

11 条-4 は、実体のない物を次の通り規定している：会社内の株、知的財産、銀行預金、契約に基づく権利、物（サップ・シィン）又は物を受け取る権利、許可（license）、何らかの事業実施における承認と権利<sup>62</sup>。全体的に言えば、この種類の動産担保は、債務者が他人に対して有する請求権による動産担保である。例：(1) A は B の債権者である；(2) A は C の債務者でもある；(3) A（C の債権者）は B に対して有する自分の請求権を債務の担保にした、又は自分の債務を C に対して履行した。これは以下の図の通り。：

#### 消費貸借契約（主契約）



11 条に従って検討すると、実体のない物（サップ・シィン）による動産担保は動産担保の第四種に組み込まれる。19 条内の規定から、実体のない物による担保に関する特別原則を主張していないことがわかる。例えば：11 条に従って、会社内の株、知的所有権、銀行預金及びその他。他方この中で、動産担保の第五種を含む。例えば、プロジェクトの果実による動産担保又は取り込まれた何らかの活動である。将来研究され詳細な法律とするために、19 条は共通の原則を規定するということがわかる。

いずれにしろ、この原則において、上記例に従って少なくとも確実に詳細な規則を規定しているのは、契約参加者の関係を規定しなければならないからと理解できる。以下にこの項目における分析を紹介する。

## 8. 動産担保の分析

第 8 項の趣旨は、相互に関係を有する動産担保の種類を分析するためである。特に、書類による動産担保、倉庫内商品による動産担保、及び実体のない物と物（サップ・

<sup>62</sup> 鈴木一子注：原文の脚注番号は 52。鈴木一子翻訳：著者はフランチャイズと理解している。



ション) による動産担保、将来確実に生じることが保証される何らかのプロジェクト又は活動の物又は果実による動産担保、研究調査における拠り所とするために、外国の知識経験と比較する。したがってⅦ項は、法律規定間の混乱を生じさせないため、及び理論の比較 - 調査研究のため、現在の法律がまだ詳細に規定していない様々なガイドラインの原則を規定するにあたり将来における利益のために規定された。この点において、動産担保の種類に関するⅡ項の中のある一部はすでに解説されているが、詳細に分類されていない。読んでみると法律の内容が理解しがたく混乱させるためである。法律 11 条は、動産担保を以下の 5 種類に規定している：

- 物による動産担保；
- 書類による動産担保。例えば：所有権証明書類、株券、社債、証券；
- 倉庫内商品による動産担保；
- 実体のない物（サップ・ション）による動産担保。例：会社内の株式、知的財産、銀行預金、契約に基づく権利、物（サップ・ション）又は物を受け取る権利、ライセンス許可、何らかの事業を実施するにあたっての承認又は権利；
- プロジェクトの物（サップ・ション）又は果実による動産担保

理論面から、民法典又は民法のオリジナルは、実体のある物体、又は実体のない物（**tangible property**）に範囲を規定しただけである。したがって物（サップ・ション）に対する権利範囲の規定は、実体のある物に対して規定されるだけである。担保の範囲も同様である。実体のある物による担保のみ範囲を規定した。これには動産と固定資産の両方がある。現在までにタイの民法典は範囲を実体のない物（**intangible property**）まで拡大し、英米法制度（**common law system**）の原則を含めている。2005 年度版ラオスの担保法では、両方の効果と一緒に受けている。よって、実体のある物、及び実体のない物の両方を有する不動産による動産担保を受け取る。これも法律の発展におけるもう一つのレベルの発展であるとみなされている。いずれにしろ、この動産担保の種類の規定と分類に問題があるにも関わらず、未だに実体のある物と実体のない物を規定する間の問題となる。。例えば：株式及び会社の株、証券、所有権証明書、及び将来において取得する物（サップ）。理論面で検討した時に分かったこととして、少なくとも動産担保は分割することができる、又は 2 つの大きな種類に分類することができる：(1) 物による動産担保（実体があり移動することができる）；及び (2) 債権による動産担保（この章のⅡ項の中で説明した）。

理論によれば、書類による動産担保、倉庫の中の商品による動産担保、実体のない物による動産担保及びプロジェクトの物（サップ・ション）又は成果による動産担保は、類似

した特徴を有する。「権利」に関係するため、これは実体のない物（サップ・シィン）である。しかしいずれにしても、この各種の原則は類似した特徴を持ち、内容とその効果面で互いに異なる。以下説明する：

「権利による動産担保」であるとみなす理由は、以下の通りである：(1) 倉庫内商品証明書を含めて、会社の株券、又は会社の株（これは同様である。以下説明する）、様々な債権、社債、及び所有権証明書、実体のない物（サップ・シィン）に対する権利（real rights）に言及しているだけで、実体のある物に言及していない。(2) 当該権利は請求権（claim rights）である。例えば、株を会社に売却した又は他人に譲渡した場合、株式所有者は会社から金銭で弁済を取ることが可能である；債権も同様であり、債券保有者は、債券発行者又は債券を発行した機関に対して、その債権に従って金銭の払い戻しを請求する権利を有する；倉庫内の商品証明書も、倉庫に預けてある商品に自分の権利が及ぶという証明となる。商品証明書を保有している者は、証明書を提示した後で、又は自分がその商品の所有者であると証明した後で、自分の商品を倉庫から出すことが可能になる。これも同様に権利の証明とみなされる；(3) 当該権利は物（サップ・シィン）に対する権利（real right）でもある。これは、様々な書類の中で表示されている。例えば、車両の所有権証明書は、所有者の当該車両に対する所有権について証明する書類のみである。したがって物について所有権又は権利を有することを他の個人に知らせるため、当該様々な全ての権利は、「書面」又は「株券」の中で、又は何らかの権利を示す形式で示される。(4) 「知的所有権」とは、明瞭に実体のない物を示し、同様に様々な権利と関係する。例えば：歌、劇、シナリオの著作権、商標の使用権、意匠登録権及びその他；(5) 「プロジェクトの果実」とは、将来において生じる物（サップ・シィン）に対する権利に言及する。例えば：水力発電ダムの完成後に発生する電力に対する権利。これ以外に、同様に将来において生じる請求権を含む。例えば：将来において確実に発生する電気代の支払に対しての請求権。こうした理由で、株、株券、様々な所有権を証明する書類及びこれまでに説明した事柄は、全て「権利」（pledge on Rights）であり、権利による動産担保とみなされる。

この理由によって、様々な国の法律は、特別な規則又は当該問題に関する特別法を作った。この各内容に対する履行方法が異なるためだ。例えば：知的所有権は特別な知的所有権法があり、株式、株券、社債に関しては商法又は会社法などによって履行される。比較して様々な相違項目がわかるように、共通理論及び日本の法律を提言する。

## 1. 株式と株券

投資家によって、会社の資本が分割されて株式になり、この分類されたものが様々な株式所有者になった時に、理論的には、ある会社が設立されたことになる。株式とは、投資家の権利を表すものである。又はその会社の所有者は自分が保持しているところの株式の

割合に従ってそれだけ百分率の株を所有する。当該権利は実体のない権利になる。したがって当該者（投資家又は株式保有者）の権利を示す又は証明するために、紙又は書類に記入する。これを「株券（share certificate）」と呼ぶ。株式所有者は他の第三者に当該権利を譲渡、売却することが可能である（各国の法律の規定によって異なる。例えば、株式会社の株式は簡単に譲渡することが不可能である）。したがって株式保有者の権利を証明するために株券が存在することは、当該物の交換売買に便宜を与え幅広く便利にし、投資の促進が可能となる。また言うまでもなく、株式（株券）を担保とすることが可能となる。以前、先進国で大量の株式発行が行われた。事業業績の良い会社の株式は株価も高く、逆に業績の悪い会社の株式は株価も低くなる。技術面での技術革新の高い発展により、環境保護のために出来るだけ書類 - 紙の使用を減らす考えの傾向になる。よって紙の使用を少なくしようとする考えを生み出した（paperless）。したがって、ある会社の株券発行も以前は紙ベースだったものが、株券のない他の形式に発達していった。こうした理由で、多くの国での株式による担保に関する規定（株式による動産担保）、特に大規模に市場経済システムを発展させた全ての国々は2つの特徴を有する。つまり：(1) 株券による動産担保；及び(2) 株券を使用しない株式による動産担保。この両方は、株式による動産担保であるとみなされている。研究のために日本の法律の原則を取り上げる：

株券がある場合、日本の会社法 147 条 2 号において、自分の株式を担保/動産担保にしようとする者は、会社に通知しなければならず、またその株券を債権者に占有を移転しなければならない。これによって動産担保とみなされる。147 条 1 号はこのような特徴の動産担保について、会社の株主名簿に登録された時だけ動産担保が有効になると規定している。また、債務者又は株式保有者が履行しなかった場合、担保を受けた者もその株券を売却することが可能になる。

株券がない場合、又はその権利を示す書類がない場合、債権者又は担保を受ける者に権利を示す書類を渡して占有する必要はない。しかしその会社に、株式の総量はいくらか、及び誰の株式を動産担保としたかを知らせなければならない。また同じように、会社の株主名簿に登録しなければならない。

この点で、ラオスの企業法草案第 7 版（本稿を書いている時点で国会において企業法草案の審議中であり、これは 1994 年ビジネス法の代替になるものである）は「株券」という用語を規定した。これは一つの法律における重要な書類である。これは、パートナーシップ企業、パートナーシップ参加者及び株式保有者の権利及び一部の所有者であることを示すためである。この株式の動産担保は、法律の草案では明確に規定されていなかった。株式の譲渡に関して次の通り規定されているだけである：(1) 普通のパートナーシップ企業の株券は手交することが不可能である。これは、企業法草案の 40 条に従って譲渡又は売却することが不可能であるという意味である。ただし企業法草案の 45 条に従って他に合意がある

場合は除かれる；(2) 株式会社の株式の場合、草案の 100 条では、要件の下で株式の譲渡が許可されている。そして会社に必ず譲渡登録することによって効果される。

こうした理由で、株式又は株券による動産担保は、他の国の担保法では規定されていない。他方、特別な法律（貿易法又は会社法など）の中で規定され、ラオスの企業法と類似している。

## 2. 証券による動産担保

証券は、政府又は政府の金融機関による長期消費貸借の債務請求において請求権を表す、又は証券保有者の権利を証明する書類である。例えば、中央銀行又は一般法人（会社など）である。証券も請求権を表す書類であり、これは当該証券を発行した者より請求する。日本の会社法 692 条は、証券による動産担保に関する原則を規定している（これは請求権による動産担保であるとみなされている）。当該動産担保は関係する双方の契約当事者からの同意を得ること、及び動産担保者にその債権を渡さなければならない。これ以外に、ある債券の発行が動産担保又は担保となる目的を達成できなかった場合、693 条 1 号に従って当該証券の中に禁止事項及び要件を提示しなければならない。動産担保者は、その証券発行者から当該証券の請求支払を受けることが可能となる。また、条文に従って当該証券の記録又は裏書がなければ、この種類の書類による動産担保は、第三者と争うことは不可能であり、これを要求する場合、民法典 366 条 1 号に従って行う。

## 3. 知的財産による動産担保

すでに説明したように、多くの国の法律は、特別に知的財産に関する原則を規定している。例えば、知的財産の内容に従って分類すると：商標（trade mark）、特許（patent law）、著作権（Copy Rights law）など。日本の法律が知的財産による動産担保の効果を規定するのはこの内容に従って違いがある。例えば：(1) 著作権による動産担保は、関係する契約当事者からの同意を得て、77 条 2 号に従って当該動産担保が登記された時に効果する；(2) 特許による動産担保も著作権による動産担保と同様であり、契約当事者の同意を得なければならない。また、特許法 98 条 1 号に従って同様に登記されなければならない。

### 第3章

#### 不動産による担保

##### 1. 不動産による担保の意味

担保法 20 条は、次の通り規定する。「動産による担保とは、不動産又は債権者の不動産使用権によって債権者に対して債務又は債務の弁済を保証することである。例えば：土地、家、工場など。所有権証明書又は当該物（サップ）使用権証明書を、債権者又は委任を受けた他の個人の占有に移転することによって、不動産使用権による動産担保は、まず物（サップ）の所有者の同意を得なければならない。」

当該定義から、検討すべき点として以下のものがある：

その一、「不動産」という用語は、当該定義に基づく意味は、土地、家、工場であり、これは動産ではない物（サップ・シィン）又は物であると理解できる。いずれにしるこの定義は、土地がそれに付随している物（サップ・シィン・コォーン）を含むかどうか、又は担保の目的物である機械工場、工場又は家が、その物（サップ）が位置する土地を含んでいるか、又は当該物（サップ）の付近を含んでいるかどうかを詳細に定義していない。不動産という用語を比較するためにタイ法律用語辞典にあたってみると、次の通り定義している。

「不動産：土地、及び恒久的な特徴で土地に付随している物、又はその土地と同様となるもの、及び土地に関する物（サップ・シィン）に対する権利、又は土地に付随する物（サップ）、又はその土地と同様になったもの、不動産とのペア。」<sup>63</sup>この中で重要な点は、用語だけでなく、ラオスの法律に従って不動産という用語を解釈すれば、この担保法は、土地及びその土地に付随している物（サップ）を分類又は含めているのかどうかである。土地及びその土地に付随している物（サップ）を分類して別の件にする場合、使用する原則は、不動産が土地を含み土地に付随している物（サップ）又は建築物を含むとされている場合と異なる。社会において、ほとんどは、この種類の物（サップ・シィン）による担保は、土地と当該土地の上にある建築物を含んでいる。これから紹介する知識経験は、土地とその土地に付随している物（サップ・シィン）を含む不動産による担保について言及する。

その二、不動産の所有者の許可による、債務者が所有者又は所有権者ではない不動産使用権による担保である。債務者は当該不動産を担保とすることが可能である。

##### 2. 不動産による担保契約

---

<sup>63</sup>（鈴木一子注：原文の脚注番号は 53）372 ページからの引用

不動産による担保契約とは、担保契約の一種である。第1章の中で触れたように、担保契約の共通原則である。例えば（1）契約作成における原則；（2）債務の弁済における優先順位；（3）担保と他の共通原則の登記。これ以外に不動産による担保には、この種類の担保の必要な特徴に従って検討しなければならない特別な点がまだある。

## 2.1. 不動産による担保契約の形式

担保契約法 21 条は、次の通り規定する。「不動産による担保契約は、書面で、以下の二つの形式のどちらかによって作成されなければならない：

- 公証人立ち合いで契約当事者、又は村長と証人 2 名と一緒に立ち会って作成される；
- 証人立ち合いで契約当事者によって作成される。」

不動産による動産担保契約は、たとえ別の書面で作成した金銭消費貸借契約の中で規定したとしても、書面の形で作成されなければならない。これは契約法 10 条と合致させるために、担保契約を効果させるためである、別の面では、担保法の 31 条第 1 項に従って、当該契約法は、その物の場所の土地登記事務所にて登記されなければならない。書面にて規定するという事は、第三者に対して権利を主張するにあたり債権者を保護することになり、債務者が履行することが不可能である時に争いを解決する援助にもなる。経済面による証拠が完璧にあるためだ。当該文面による契約を法的に効果させるため、その契約は当該規定された形式に従って行為されなければならない。（1）公証人の立ち合いで契約当事者によって作成される、又は村長と一緒に 3 名の証人の立ち合い；又は（2）証人 3 名の立ち合いで作成される。

村長の署名による証明は、次の 2 つのことを証明するためにある：（1）当該不動産は実際に存在し、当該地方の地域にある。現在ラオス人民民主共和国において土地の登記が始まって、土地の所有者は自身で土地登記書の写しを有することになるにもかかわらず、土地登記システムは 4、5 年前から組織されて始まったもので、まだ全国で統一的には登記されていない。よって政策と法律が出され、村の行政機関がその管理にあっている；

（2）以上の通り、この件でにおいて村長は土地の公証人であるとみなされている。村の行政組織事務所に、不動産又は土地の活動がどうであったかという記録があるためだ；いずれにしろ 2004 年から 2005 年にかけて、土地管理ユニットによって土地使用管理を制度化しようという努力がなされ、土地管理システムが構築され、様々な書類フォームが作成された。土地使用において証明を持たせるため、及び他の国と同様に閲覧可能にするためである。

村長と一緒に 3 名の証人の立ち合い又は 3 名の証人の立ち合いだけで、この種類の担保契約を作成し、法的効果が生じ使用することができる。最初に登記されなければならない

い。そして債権者は他の債権者より先に債務の弁済における優先順位を得る。実践において、全ての様々な銀行は、信用貸金貸借が許可されたら、彼らはさらに担保契約及び金銭消費貸借契約を公証役場に持って行き、そこで証明してもらう。これはその書類の正当性を証明するためである。

公証役場職員の主な役割と職務は、様々な種類の契約の正当性を見て、法律に合致しているか、及び本当の契約と合致しているかを調べる<sup>64</sup>。したがって、あるケースでは要件に従って、村長自身が深く詳細に法律を知らずに、間違いが生じるケースもあるだろう。したがって、法律は公証役場の係官に担保契約を承認させる。

## 2.2. ラオス人民民主共和国の領域外において不動産による担保契約を締結する場合

21条第2項は、ラオス人民民主共和国の領域内だけではなく、領域外においても作成可能であると許可している。しかし、ラオス人民民主共和国の法律と合致させて履行しなければならない。この中で、法律は明確に、どのように履行しこれを法律と合致させなければならないか規定していない。しかし少なくとも、2つ又は3つの法律に従って履行しなければならない：(1) 契約法；(2) 担保法；(3) 公証役場法。一番重要なことは、当該契約が当該全ての法律と適法に合致しなければならないことに加え、その物（サップ）が位置する場所の土地セクターにおいて登記されなければならないということである。

## 2.3. ラオス人民民主共和国の領域外にある不動産による担保契約

21条第3項は、次の通り規定している。「法律が他に規定している物を除き、外国にある不動産による担保契約は、ラオス人民民主共和国においては効果が生じない。」法律は明確に次の通り規定している。ラオス人民民主共和国の領域外にある不動産は、それを担保とするために物（サップ・シィン）とすることが不可能である。法律が禁止しているのは、訴訟及び契約の履行を実践するにおいて関係する法律面の複雑煩雑な手続を制限するという理由であろう（international laws or conflict of laws）。

## 2.4. 不動産の価値と特徴の定め

動産による担保契約は、文面で規定する以外に、さらに不動産の価値と特徴を定めなくてはならない。担保法22条は、次の通り規定する。「不動産による担保契約は、不動産の価値と特徴を詳細に規定しなければならない。例えば：種類、類、品質、総量及び、その担

---

<sup>64</sup>（鈴木一子注：原文の脚注番号は54）公証役場法の1条及び11条

保する不動産の位置する場所である。」

この不動産の特徴を規定することは、少なくとも以下の物の様々な重要な特徴を揃えていなければならない：

－不動産の種類。例えば：建築の土地、田又は畑、商業用の特徴を有する建物、タウン・ハウス又は住居；

－不動産の類。例えば：家がついている土地、畑がついている土地又は田、家はどんな特徴を有するか、又は木造の家、煉瓦の家；

－不動産の位置。例えば：当該物（サップ）はどこにあるか。どこの村か、どこの家の誰と隣接しているかなど；

－不動産の面積：土地又は家；

－不動産の品質：土地が農業の種類土地である場合、どのような種類か、又は家の品質を規定しなければならない。当該物を管理保護して元の状態に維持するにおいて、重要な点になるためである（今後これについて説明する）；

－不動産の総量：担保する総量はいくらか、明確に規定しなければならない。

－不動産の価値：固定資産はとても重要な点になるため、契約の中で規定しなければならない。固定資産の価値評価は、契約当事者双方が合意しなければならない。そうでなければ委員会を設立する。委員会には該当する事項が専門である技術専門職を入れる。例えば：土地及び物（サップ・シィン）管理職員。家に関するものであれば、建築設計士に積算を依頼する。銀行から金銭を借りるというケースでは、銀行は自身が不動産の価値をどのように評価するかに関する規則がある。不動産の価値を評価することは、担保にする物（サップ・シィン）の価値を知ることだけである。この契約内で規定された価値は固定された価値ではない。市場の土地を使用したいという需要と不動産の品質は、当該価値を上昇又は下落させる重要な要因となる。同じように、担保された不動産が契約で規定された価値を下回ったケースは数多くある。

### 3. 不動産による担保の効果

債務者又は担保者が債権者に対して不動産を預けることが不可能であるという点で、不動産による担保は動産による担保とは異なる。これは当該物（サップ）の外的特徴による理由である。債務者が不動産所有権証明書類を債務者に預けるだけであり、不動産は債務者



の下にあり、債務者は当該物（サブ）を使用する。

### 3.1. 不動産の所有権—担保の目的物

担保された不動産の所有権は、未だに債務者のものである。債務者は未だに当該不動産を占有し、使用する権利を有する。しかし当該物（サブ）の絶対的な使用权を持たない。例えば：他の個人にその不動産を売却又は譲渡する。違反すれば、債務者は責任を取らなければならない。

担保法 25 条は、次の通り規定している：「債務者は担保物を売却、譲渡又は交換する権利を持たない。違反すれば、債権者は請求し、追跡してその物を取り返す権利を有する。債務者は請求、追跡して物を取り戻すことにおける費用を支払う義務を負う。これは当該違反から生じた損害費も含む。」

債務者が他の個人に譲渡、寄贈又は売却した物（サブ）の追跡又は請求は、法律では明確に規定していない。いずれにしても、法律は債権者に、担保した債務者の活動の停止、一時停止又は一時中止を実施する許可を与えている。債権者は裁判所に対して、担保法 34 条 3 項に従って担保物（サブ）を差し押さえることを請求できる。担保された債務者の絶対的な権利の使用から債権者を保護する上で大切なことは、担保を登記することで、特に不動産に関しての担保の登記が重要である。その物（サブ）が位置する場所の関係する土地管理事務所で登記しなければならない。債権者は、少なくとも三つの面で十分に自分の権利を保護される。つまり：一つ目として、不動産による担保契約登記によって土地係官は、この不動産が担保されていること、及び他の個人に所有権を譲渡していないことを知る；二つ目は、不動産売買業務を実施する者を保護する。当該者は、公証役場でデータを閲覧することによって、この不動産は担保に入っていることを把握することが可能になる；三つ目、債権者の優先順位は登記することによってのみ効果する。

### 3.2. 優先順位

担保法 25 条は、次の通り規定している：「不動産による担保を有する債権者は、この本法律 7 条の中で規定されている場合を除いて、担保を持たない他の債権者、又は自分が関係しているその物より後でその担保を受けた債務者より先に債務の弁済を受ける優先順位を有する。」

不動産による担保の優先順位は、動産による担保と異なる。この違いは、不動産による担保の優先順位は登記によってのみ効力を発すること（**first-to-file priority rule**）、物（サブ・シン・コォーン）による動産担保は、動産担保の目的物である物（サブ・シン・コォーン）はどの債権者の下にあるかという原則を有すること、及び債務の弁済における優

先順位は、その人物になること（date of possession or contract-priority rule）である。

担保登録は「先に登録した者が優先順位を得る」（first to file）という原則を貫いている。不動産による担保を受けた者は、いつ契約を締結したかにかかわらず、先に登記を受けた債権者が、一番の優先順位を得る。法律31条3項は、次の通り規定している。「債権者は、担保契約登記をした日から数えて債務の弁済を受けるに際しての優先順位を受ける。」

### 3.3. 果実の使用及び取得

担保物（サップ）の果実の場合、ラオスの担保法は、以下の原則を受け入れている：

(1) 動産又は不動産を問わず、担保された、未だ債務者の所有権にある物（サップ・シン）；(2) 他の合意契約がある場合を除き、債務者が未だに担保物（サップ）から生じた果実を取得する権利を有する。動産による担保の場合も同様である。担保する債務者も、生じる果実を取得する権利を有する。例を挙げると：担保物（サップ）となった家でも、家賃を徴収するために、債務者は他の個人に貸すことが可能である。

法律24条では、次の通り規定している：「担保された不動産は、債務者が使用し、普通の状態に管理保護しなければならない。債権者から許可を得ていなければ、債務者は担保された不動産の価値を下げるようなことをしてはならない。」この定義から検討しなければならない点は：(1) 普通の状態に管理保護する債務；(2) 価値が下がることである。

### 3.4. 管理における債務（duty of care）

債務者は、担保された不動産を使用することが可能である。しかし、物（サップ）を普通の状態に管理・保護しなければならない。物（サップ）を普通の状態に管理するとは、どのようにするのか法律では明確に規定していないが、少なくとも担保された時の物（サップ）の状態に近い状態に置かなければならない。当該固定資産が使用可能でなければならないということは、どのような状況を意味するのか。担保物として受け入れた時に、契約履行において、当該状態を有するようにならなければならない。したがって、契約において担保物（サップ）の種類と価値を規定することが必要となる。担保される前の不動産の状態及び担保期間がどのようであったかを追跡することを可能にするためである。契約の中で詳しく規定されていれば、契約当事者自身にとって、さらに好ましいことである。

### 3.5. 担保不動産の修繕、整備又は価値の追加及び減少

元の状態を保つために不動産を使用するにあたり、債務者は担保された不動産を修繕、整備する必要がある。当該行為の場合、法律は、修繕、整備又は追加の積算を、担保契約の中で提示されている固定資産の価値の規定に組み込むことを許可している。担保法 23

条は、次の通り規定している。「担保物が修繕、整備又は追加を受けるとすれば、当該物（サップ）の価値の中に計算して組み込む。」

担保法では詳細に規定していないが、修繕、整備、追加する前に、債務者はまず債権者に知らせなければならない。債務者は債権者から許可を得る必要はないが、その担保物として使う不動産から生じる行為又は活動に関して債務者に通知しなければならない。債権者は、当該物から生じる状態に関して通知を受ける必要があるからである。これとは反対に、債権者が同意しないのであれば、変更、追加、又はその不動産の価値を減少させる何らかの行為は、法律で禁止され、許可されていない。24条は、次の通り規定する：「債権者から許可を得ていなければ、債務者は担保物の価値を減少させることはできない。」

担保物である不動産の価値の減少は、数多くのケースから生じる。例えば：債務者が主な物に付随している物（サップ）を撤去した時。例：債務者が担保物である家から冷房機を解体して持ち出した、又はバルコニーを解体して持ち出した。

#### 4. 担保となった物（サップ）の入札及び競売

担保法25条3項は、次の通り規定している：「債務者が期限に従って債務の弁済をしない場合において、債権者は自分に対する利息も含めて、債務の弁済のために担保物（サップ）を入札販売する権利がある。」

法律では、担保物（サップ）の入札販売における方法を明確に規定していない。債権者が自分自身で履行することが可能か否か、又は関係する司法行政機関に委託するのが、疑問項目として放置されている。これは実務の実例として放置されている。様々な方法について特別な規則がなければならないと思う。1994年担保法では、履行方法が施行令の中で追加された。しかしこの新しい本法律の中で、ガイドラインを提示することはできなかった。しかし当該入札販売で「債権者は権利を有する」ことが原則であるとされ、不動産による担保の核であると理解される。

#### 5. 不動産による担保契約の終了

不動産による担保契約も他の契約と同じである。契約当事者の債権と債務を継続して履行した時に、契約は完璧に履行され、終了したとみなされる。不動産による担保契約の場合、債務者が債務の弁済を行った、又は債務を完全に履行した時に、金銭消費貸借契約が終了するだけでなく、同じようにこの契約に終了の効果を生じさせる。担保契約が終了した時に、債権者と債務者は、その物（サップ）が位置する場所の土地事務所で登記した担保契約登記を取り消すことが可能である。

債権者が債務請求を時効になるまで請求しない場合、不動産による担保契約は、担保法37条2項に従って同じように終了する。担保契約が終了した時に、このケースにおいて債務者も同じように担保契約登記を取り消すことが可能になる。おそらく履行方法の観点において問題があるだろう。新しい規則があるという例外を除き、絶対的に使用でき、効果されているケースにおいて、これを終了させるためには、おそらく裁判所に審理を仰ぎ判決を受けなければならないだろう。

他に、債権者が担保を放棄した場合、不動産による担保契約は同様に終了する。

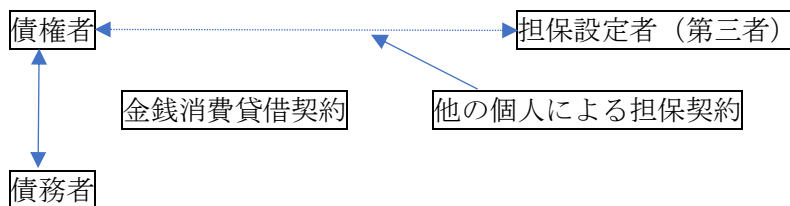
## 第4章

### 他の個人又は法人による担保

#### 1. 個人又は他の個人による担保の意味

担保法 26 条は、次の通り規定している。「他の個人又は法人による担保とは、債務者が債務の弁済を行わない、又は自分自身で他の債務を履行しないケースにおいて、ある個人又は法人が、書面で担保契約を作成し、債務の弁済又は他の債務履行を債務者に代わって行うことである。

担保設定者は、自分の所有権にある不動産又は動産をさらに追加して担保とすることが可能である」。当該定義から、以下の図表により説明することができる：



定義と当該図表から以下の関係が見える：

1. 債権者と契約担保者；
2. 債権者と債務者；
3. 債務者と契約担保者

第4章では、以下の関係を説明したい。つまり、担保法の理論面及び他国の理論、又は知識経験の比較である。

#### 2. 他の個人又は法人による担保契約の基本原則

##### 2.1. 担保設定者

他の個人又は法人による担保の定義から、26 条、「担保設定者」とは、債務者が履行

することが不可能な場合、債務者のために債務の弁済を担保する第三者である担保設定者は他の個人でなければならず、この他の個人とは普通の個人及び法人の両方を含む。法人による担保の場合、金融機関又は銀行が入り関係を有する。例えば、大きなプロジェクトに金銭を貸借して導入する。様々な銀行又は金融機関は、担保設定者になるであろう。金融システム及び経済が高く発展している国においては、法人による金銭貸借の担保、例えば、全ての金融機関又は銀行は、構造的及び制度的に発展している。銀行又は金融機関は、サービス費からの収入又は利益があり、それは銀行又は金融機関がリスクを冒さなければならないものであるためだ。

担保設定者は「他の個人」である。「他の個人」又は「他の法人」という用語は、外部者又は第三者であり、債務者の債務を弁済を保証する、債務者と同じ個人ではない、又は債務者と共同していない者である。例：A と B は共同で C から金銭を借りた；A は B を担保する契約をした。これは C（債権者）と契約を結ぶことによってなされた。B が C に対して金銭を弁済しなければ、自分（A）が代わりに債務を支払うというものである。当該契約は、他の個人による担保契約であってもよいということである。A と B は共通の債務者であるためだ。したがって債務者一人だけだとみなされる。もう一点、A は主たる債務者であり、従たる債務者（担保者）としての契約を結ぶことはできない。債権者に対して何らかの担保を追加していないためである。A と B は履行することが不可能であるにも関わらず、債権者は A と B に対して執行の強制を訴えている。法律の精神では A と B ではない他の個人に言及している。

## 2.2. 個人による担保契約

他の個人又は法人による担保は、不動産及び動産による担保と異なる。債務者が期限に従って債務を履行することが不可能な場合、債務者に代わって自分の債務ではない債務を支払うために、物を担保にする代わりに、担保設定者は自分自身が債務者の債務の担保となる。これは自分自身を直接債権者に拘束することによってなされる。この点が物による担保と異なる。債務者が債務を弁済しないケースでは、その担保になった物（サップ）は強制的に執行を受ける。

個人、法人、又は他の個人による担保契約の合意は、書面によって規定されなければならない。そして適法であり、担保と担保契約の共通原則に合致させなければならない、これによって効果するとみなされる。個人による担保契約が正しく法律に従って書面になった時に限り担保が効果される。強制、又は脅迫によって生じた担保は無効とする。

個人による担保契約は、他の種類の契約と同じである。個人による担保契約は、主な契約又は主契約がなければ、作成することは不可能である。例えば：金銭消費貸借契約などである。他の個人又は法人による担保契約は、主契約、又は債権をもたらず契約、及び担保

者が代わりに履行することが可能な、又は代わりに弁済できる債権者と債務者を結ぶ債権がなければ生じることはできない。例1：AはBから10,000,000キープを借りた。CはBと、Aが債務を支払わない場合、自分が代わりに債務を支払うとした契約を締結した。これは担保契約である；例2：AはB社からサーという資本を得た<sup>65</sup>。これはAがBと契約したものにより、卒業したら帰って当該会社のために奨学金を得た期間の2倍の期間働くものとし、Aの保護者であるCは以下のことを担保した。Aが帰って来ず仕事をしないのであれば、奨学金及び留学していた期間に支給された給料の2倍にあたる罰金を支払わせる。これが担保契約である；例3：AはB会社と以下の保証契約書を締結した。自分の息子であるCは誠実な人間である。会社の全ての規則に従って履行し、Cが会社に対して損害を引き起こすようなことをすれば、自分は全てについて責任を負う。この契約は他の個人による担保契約ではない。代わりに履行しなければならない明確な要素が構成されていないためである。すでに説明してきたように、当該には、まず代わって履行しなければならない債務価値又は債務がなければならない。それによって他の個人による担保契約作成が可能となる。この契約はBに代わって支払う又は責任を取ることを受諾する契約に過ぎない。法律の精神に従って言えば、Bに代わって業務又は債務を履行するものではない。この債務の履行は契約に従って生じた債務の履行（契約内債務）であり、特別な法律の中で規定されている契約外債務ではない。もう一面では、各債務は交換して履行することは不可能である。他方、罰金又は他に履行する形式として積算することが可能であれば、例4：マネージャーAはコンサート企画会社CとBの歌の担保契約に合意した。Bが予定されているコンサートで歌うことが不可能であれば、罰金を支払うことを受諾する。よってこれは担保契約とみなされる。

26条は、担保契約は書面でなされるものと規定している。また法律に従って正しく規定されなければならない。いずれにしろ、26条も契約作成における方法を規定していない。これには検討すべき以下の点がある：

第1のケース、この個人による担保契約作成は、債権者及び担保者だけが可能であるか。

第2のケース、この個人による担保契約作成は、3者を含めて合同で行わなければならないか。債権者、債務者及び担保設定者が揃って合同で契約作成をしなければならないか。

担保法6条は、「担保契約は金銭消費貸借契約と一緒に作成しなければならない。又は別の一つの契約として作成することもできる」と規定しているにもかかわらず、未だに第一の点の疑問に答えることができない。また、法律は明確に規定していないにもかかわらず、理解することが可能なのは、法律は両方のケースにおいて許可することができるという点

---

<sup>65</sup> 翻訳者注：原文に誤字があって意味が分からないが奨学金の意味だと解した。

である。上記の通り、債務者が履行することが不可能な場合、債務の弁済を保証するために、債務者のために担保設定者は自分自身の債務契約を作成する。したがって、債務者に同意させたいが同意しない、又は担保してくれる者となる関係者に対して不満がある、関係者が自分の債務担保設定者であることを知らないという点は、また別の話である。この中で大切な精神とは、債務者自身が当該担保から利益を取得していることである。したがって、担保契約は、債権者及び担保設定者の間で別の書面で作成するか、又は全ての者を含めて作成するかどうかにかかわらず、その担保の成果は、債務者が履行することが不可能である場合において、担保設定者は、債務者に代わり担保契約に従って債務履行又は債務の責任を負わなければならない。

作成された担保契約が法律的な効果をされるのは、担保法 31 条の中で規定されているように担保契約が登記された時である。

### 2.3 担保設定者の物（サップ）による担保

担保法の 26 条 2 項は、次の通り規定している。「担保設定者は、自分の所有権にある不動産又は動産をさらに担保に追加することが可能である。」

1994 年担保法と比較すると、この点は、新たに追加された法規則である。個人による担保の保証を高めるため、及び債権者に対する担保における重要性をさらに持たせるために、法律は、債務者が自分の物（サップ・シィン・コォーン）を規定して追加で担保にすることを許可する趣旨だと理解できる。

このケースにおいて、気を付けなければならない 2 つの原則がある。個人による担保の法規則、及び物（サップ・シィン・コォーン）による担保に関する法規則である。

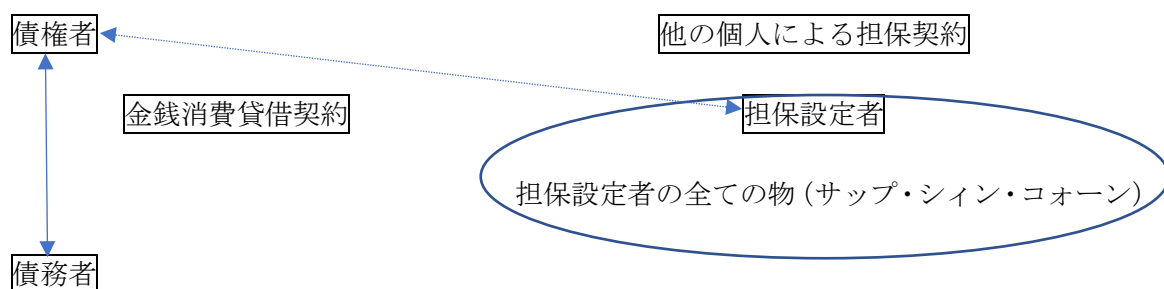
理論に従って述べると、担保設定者が自身を拘束し担保に参加した時に、自分が債務者であるのと同じように債務者に代わって債務を弁済し、又は債務を履行した。関係者の全ての物（サップ・シィン・コォーン）は、自分が担保に参加した務又は債務を拘束<sup>66</sup>する。あるいはもう一つ言わせてもらおうとすれば、債務者が契約に従って自分の債務を履行することができない場合、債務を弁済させるために、又は債務を履行させるために、債権者は、担保設定者のものである各物（サップ・シィン・コォーン）に対する担保を要求、あるいは強制させることが可能である。

以下の図表に従って説明する：

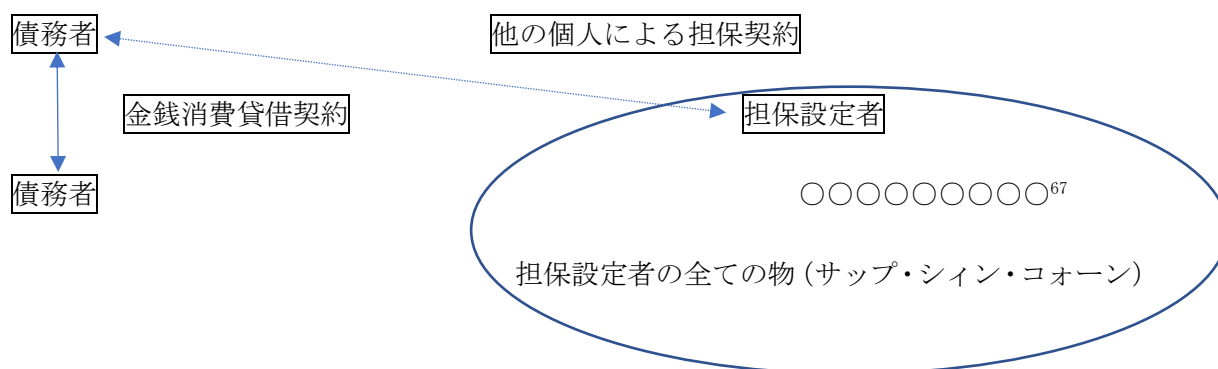
---

<sup>66</sup> 翻訳者注：原文に誤字があったが、翻訳した通りに理解した。





担保設定者が自分の物を担保にする場合の説明は以下の図の通り：



担保契約を登記しなければならないケースにおいて、他の個人による担保を保証するため。担保設定者が自身の債権者である又は関係者がさらに他の個人に対して債務担保したケースにおいて、第三者から債権者を守るため。

### 3. 担保設定者の債権と債務

「保証人」としての立場及び「債務の弁済人又は代理債務履行者」としての立場の担保設定者が、債務者が実際に契約に従って履行することが不可能である場合、少なくとも、担保設定者の債権と債務は以下のような内容を備えていなければならない：

#### 3.1. 担保設定者の責任範囲の規定

担保設定者の責任範囲は 27 条の中で規定されている。これは次の通り分類されてい

---

<sup>67</sup> 翻訳者注：判読不能

る：

### 3.1.1 債務全部又は一部に対して責任を有する担保設定者

担保法の27条一項は、次の通り規定する：「担保設定者は、債務の全て又はある一部を弁済する」。この法規則は、他の個人又は法人による担保において、法律は、担保設定者が自分の責任範囲を規定することを認めている。つまり担保における債務履行をどれだけしてもよいという意味である。「ある一部」という用語には、少なくとも解釈可能な二つの理論がある。例：2,000,000 キープの金銭消費貸借契約があり、担保設定者は1,000,000 キープだけ債務を弁済する合意をした。

一つ目の理論：この中における、ある一部の意味は、担保設定者は自分の責任を、どれだけ責任をとるか規定することが可能である（債務者に代わる債務の弁済の上限を決めておく）。その分だけ弁済を行う。上記例をみると、担保設定者は1,000,000 キープのみ債務の弁済に合意した。債務者が履行することが不可能な場合、担保設定者は1,000,000 キープだけ責任を有する。残りの部分について、債務者は自分で債務を弁済する責任を有する。債務者が債務200,000 キープを弁済した場合、担保設定者は完全に1,000,000 キープになるよう800,000 キープを更に弁済する。

二つ目の理論：上記例によって、この中における、ある一部の意味とは、債務者が500,000 キープの債務を弁済したが、まだ債務の全額を支払っておらず、それ以降債務支払能力がないケースにおいて、担保設定者は、当該者が担保することに合意した割合に従って、この1,000,000 キープに対して責任を有する。残部の500,000 キープは、債務者が責任を負わなければならない。この理論は、一つ目の理論より債権者の利益をより多く保証する。債権者は一番目のケースに基づく800,000 キープではなく<sup>68</sup>、担保設定者から満額の1,000,000 キープの債務の弁済を受けることになるためである。27条の原則が規定している「ある一部」とは、二番目の理論を承認していることがわかる。これは、個人による担保を保証し実体となる。めである。

### 3.1.2. 担保設定者は、債務に対して、初期資本又は全ての債権についてのみ責任を有する

個人による担保の一般原則では、他に規定されていなければ、個人による担保について、担保設定者は債務者に代わって、債務の弁済又は全ての債務履行に対して責任を有する

---

<sup>68</sup> 翻訳者注：原文の金額に誤記があるように思われたため、下記のように解釈し修正して訳した。

一番目のケース：債務者から200,000+担保設定者から800,000 キープを得る。

二番目のケース：債務者から500,000+担保設定者から1,000,000 キープを得る。

という意味である。全ての債務とは、金銭貸借又は債務履行から生じる、初期資本、利息、遅延利息、様々な遅延損害金及び様々な債務である。

しかしラオスの担保法は、27条第1項が規定するようにこれとは違った規定をしている：「債務の弁済において、契約が別に規定していることを除き、担保設定者は初期資本だけ弁済する債務を有する。」27条は、担保設定者は、初期資本のみ担保するだけでも可能である、又は初期資本のある一部分だけを担保することも可能であり、もちろん同様に全債務を担保することもでき、これは担保契約の中で明瞭に規定されなければならないとしている。明瞭に規定されない場合、担保設定者は、初期資本だけ責任を持ち、債務と関係する又は契約に基づく債務という他の債務は含まない。

この点の中で、日本の知識経験との比較は、興味深い研究対象となる。日本の民法447条1項は、契約の中で他に規定されているものを除いて（447条2項）、担保設定者に、初期資本、利息、損害費、及びこの債務に付随している他の物に対して責任を持たせている。日本の法律が当該規定をするのは、個人による担保の理論によって、担保設定者は債務者と同じように、債務者の債務の弁済又は全ての債務を弁済するためである。いずれにしても、日本の法律はさらに448条1項を規定している。これは担保設定者の責任を次の通り規定している。「保証人の負担が債務の目的又は態様において主たる債務より重いときは、これを主たる債務の限度に減縮する。」

ラオスの法律と日本の法律を比較した時に、異なる特徴があることがわかる。ラオスの法律27条では、保証人が初期資本以外に責任を有するという目的があれば、担保契約の中で追加して規定することが可能である。これも担保設定者を保護するためである。これは担保設定者の能力で責任を持てる可能な量を超えて、債務者が債務を負うケースを生み出すであろう。しかしこの点は、日本の民法の447条と異なった性質を有する。それは、担保設定者は当該に従って全てに対して責任を取らなければならないということである。もう一面は、日本の民法448条一項の規定を検討すると、担保者の債務の範囲が主な債務を超えないようにするものと規定しているが、当該主な債務は、利息、遅延利息、遅延損害金などを含んでいるものであろう。主な債務という用語も、利息、遅延利息その他を含んでいる。

### 3.2. 債権者の請求に対して異議を唱える権利

法律27条3項は、次の通り規定している：「契約の中で提示されている期限に達した時に、債務者が債務を弁済しなければ、債権者はまず債務者に請求しなければならない。債権者は、よって担保設定者に請求する権利を有する」。

たとえ個人による担保契約であっても、担保設定者が保証し、債務又は債務が弁済されなくても、債権者が担保設定者に直接、債務の弁済の履行を請求できるという意味ではない。担保設定者は主な債務の履行者ではないためだ。そして、主な債務の履行者、いわゆる債務者がその債務を履行することが不可能な時に、当事者の履行が生じることができる。

内容に相違はあるものの、当該法規則は、日本の民法に相互に合致している。452条は次の通り規定している：「債権者が保証人に債務の履行を請求したときは、保証人は、まず主たる債務者に催告をすべき旨を請求することができる。ただし、主たる債務者が破産手続開始の決定を受けたとき、又はその行方が知れないときは、この限りでない。」

ラオスの法律がまだ規定していないことについて研究するのに、この点に関する原則について、日本の法律には非常に興味深いものである。425条は要件をさらに深く広げた。例えば「主たる債務者が破産手続開始の決定を受けたとき、又はその行方が知れないとき」に、担保設定者は債務を弁済しなければならない。ラオス法の27条第4項の場合、次の通り規定している。「債務者が債務を弁済しないとすれば、担保設定者は債務を弁済しなければならない。」これはこの点において、意味が広く、債務者が債務を弁済することが不可能になるのはどのような要件かという疑問が生じる。債務者が債務を弁済することが可能なケースは、十分な資力はあるが履行しないという場合であろう。いずれにしる当該法規則は、どんなケースによるものであろうとも、債務者が債務の弁済の能力があるなしに関わらず、担保設定者は、債務者に代わって債務を弁済しなければならないということを意味する。この点は、担保設定者に過剰な不利益を生み出すことになるであろう。

これ以外に日本はさらに要件を追加して規定している。日本の法律の453条は、次の通り規定している。「債権者が前条の規定に従い主たる債務者に催告をした後であっても、保証人が主たる債務者に弁済をする資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、債権者は、まず主たる債務者の財産について執行をしなければならない。」法律の理論に従って、この点を「債務者の物（サップ）を証明することによる債権者の異議申し立て権」と呼ぶ。より重要なことは、452条及び453条によれば、債権者が履行しない、履行遅滞になった、債務者が債務の弁済する残りがなくなるまでに該当者の物（サップ・シン）を譲渡又は売却した場合、これは担保設定者が担保からの責任から離脱することが可能な理由となる。この法規則は455条の中で規定されている。日本の法律452、453、及び455条は、権利を与え、担保設定者をよく保護していることがわかる。よってラオス法の欠けている法規則の研究にとって良きケーススタディーになるであろう。いずれにしるラオス法の立ち位置で、法律27条3項で見えてくることは、どんな場合であろうとも、債務者が債務を弁済しなければ、担保設定者は自分が契約したように債務者に代わって債務の弁済の責任を取らなければならないということである。この点は債務者にとって有益であり、個人による担保の精神とみなされる。

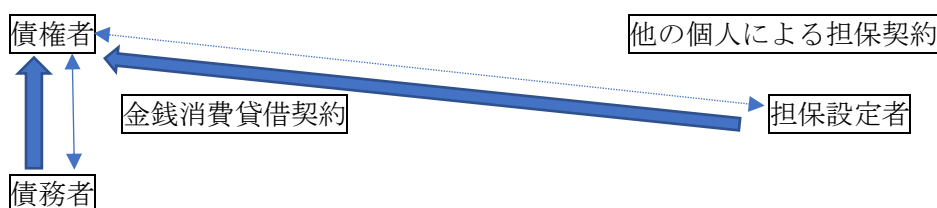
いずれにしろ、日本の法律も 454 条の中で例外を規定している。特別な担保となる。日本語で「連帯」というもので、これは個人による担保であり、担保設定者は債務者と同じ立場を有する。言い換えると、全くの債務者であるということだ。したがって債権者は担保設定者又は債務者に対しそのまま請求できる。この原則は、日本法の 452、453 及び 455 条の例外事項となる。

### 3.3. 通知に関する債務

担保法 27 条 4 項は、次の通り規定している。「担保設定者と債務者は、自分が履行した債務の弁済に関して通知する債務を有する。」担保設定者は、債務履行者になる、又は債務者に代わって債務を弁済するためである。担保設定者は、債務者の債務の弁済に関して通知を受ける権利を有する。それと同時に、同様に債務者に通知しなければならない債務を有する。通知は非常に重要なことである。担保契約が規定する責任範囲が限られているにもかかわらず、担保設定者は、債務履行があった、又は債務者の債務の弁済がどうであるかを知ることが可能なためである。27 条の意味に従って、債務者及び担保設定者の間での相互間通知は債務の一つだとみなされている。しかしこの中で、法律が通知を規定しているのは、相互の債務の弁済が履行された後だけである。法律は履行前の通知義務を規定していない。

いずれにしろ、この点において研究対象となる点がある。それは：(1) 通知は、債務者に請求して自分に対して払い戻しさせることに関して効果があるか否か；(2) 担保設定者による弁済の効果；(3) 債務者が債権者に対して債務を弁済したが、担保設定者に通知しなかった。その後、担保設定者は債務者に代わって債務を弁済した。このケースで、担保設定者によってなされた債務の弁済は効果があるかどうか。検討が必要となるのは、法律が明確に、担保設定者又は債務者が、債務の弁済する前に相互に通知しなければならないかどうかについて規定していないためである。また、担保設定者が債務者に代わって支払ったものの、まだ債務者に通知していないというケースもあるだろう。そして債務者も同じように自分の債務を支払、同じようにまだ担保設定者に通知していない。このケースで、誰の債務の弁済が一番の効果があるだろうか、また担保した者は払い戻しを受けるだろうか。

担保設定者が債務者に対して債務を弁済し、他方、まだ債務者には通知していないケースで、同時に債務者自身も同じように債務の弁済をした場合、法律の原則及び 27 条に従って、債務者の債務の弁済は効果がより高く、担保設定者の債務の弁済は無効とみなされ、当該者も債権者に金銭返還請求権を取得すると解される。



担保設定者が自分に代わって債務の弁済をしたと債務者が知っていて、自身によって債務の弁済をした場合、この点において、担保設定者を保護するため及び担保設定者が債権者に対して求償請求権を取得するために、担保設定者の債務弁済はより高い効果を持たなければならない。

この理由で、担保設定者及び債務者の債務の支払の効果に対して必要となる要件は、通知であるといえる。

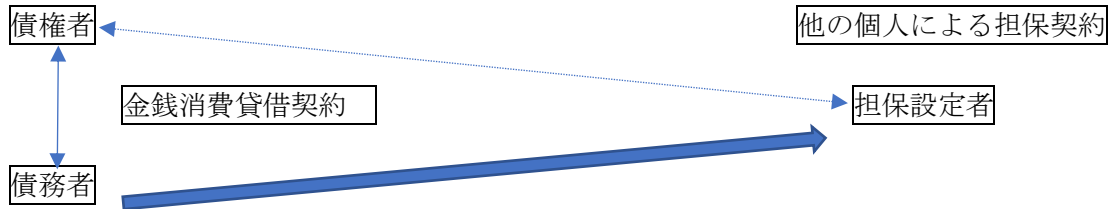
債務者に通知するという債務に関して、日本の法律との比較を提案し以下に述べる：

日本の民法の原則に従って、債務履行に関する通知を債務者に伝えることは、担保設定者の請求権履行を効果させる効果を有する。462条1号及び443条2号は、次の通り原則を規定する。担保設定者が債務者に通知していなければ、また債務者が自分自身で債務を弁済していたとすれば、自分はまだ債務を持ち、担保設定者から通知を受けていないため、これは債務者の債務の弁済は先に効果されたことになり、担保設定者の債務の弁済は無効となるだろう（担保設定者は債務者に対して、自分が支払った債務の弁済を請求することは不可能であるという意味である）。433条2号は、債務者を保護して、債務者が次の通り主張することを可能にしている。自分の債務の弁済は法的効果がより高く、担保設定者に対して債務の弁済を払い戻す必要はなかった。反対に、債務者が、担保設定者が自分に代わって債務を支払っていることを知っていれば、そして自分自身でも払っていれば、担保設定者の債務の弁済は効果があり、当該者は債権者に、自分に対して補填するよう請求することが可能である。

債務者が債務を弁済したものの、担保設定者に通知しなかった場合、（債務者から請求されて担保設定者となった）担保設定者の債務者に代わる債務の支払は、日本の民法の463条2号に従って法的効果が高く、担保設定者も自分が支払った物を戻すことを請求する権利がある。これには、様々な費用、又は様々な債務を含むであろう。

日本の法律は個人による担保の範囲を拡大していき、担保設定者に債務を請求する権利を与える又は自分が債権者に代わって債務を支払う前に、担保設定者が債務者の全ての債務を弁済することを許可するまでになった。日本の民法460条は、担保設定者が、債務者は将来において債務を自分に対して弁済する能力がないと判断したならば、又は債務者の財務面での流動性が安定していないと見たなら、担保設定者が事前に弁済を要求するこ

とを許可している。したがって自分が債務者に代わって債務を弁済したとき及び債務者が自分の債務を弁済する能力がないだろうという段階に達した時、これを事前に請求する権利と呼ぶ。この原則は、日本、フランス及びドイツの民法に従って認められるものである。



### 3.4. 自分が弁済した債務を支払わせる請求権

27条4項は次の通り規定している：「債務者に代わって債務を全て、又はある一部支払った担保設定者は、その債務者の債権者となる。そして契約の中で合意された利息及び様々な費用を含めて自分が支払った初期資金回収を請求する権利を有する。」原則から言えば、債務の支払、又は債務者を代表した債務の履行は、担保設定者をその債務者の新しい債権者にする。したがって担保設定者は、代わりに履行したこと又は当該債務の弁済を請求する権利を有する。この原則の中での重要な点は次の通り分類できる：

-ある一部の担保となるケースでは、債務者に代わってある一部の債務を支払った担保設定者は、債務者の新しい債権者となる。これは、この担保設定者は、自分が債務者に代わって債務を弁済したことに対して請求権を有するという意味である、例：債務者は1,000,000 キープの債務があり、担保設定者は500,000 キープの債務のみ担保する。担保設定者がその担保に従って債務を弁済した時に、当該者が請求できる権利を有するのは、全債務の1,000,000 キープではなく、500,000 キープだけである。

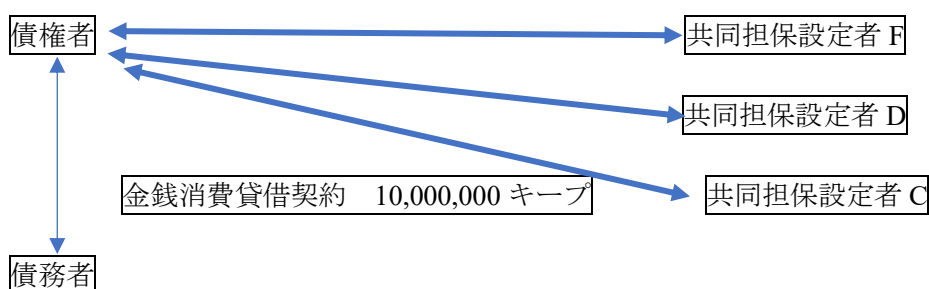
-全債務に対して担保がある場合は、担保設定者は全ての自分の代理履行を請求して受け取ることが可能である。

自分の請求権を履行して法的な効果を持たせるため、担保設定者がその債務者の債権者になる。担保設定者はまだ債務者に対して履行を強制することが可能である。債務者に債務を弁済させるために、担保設定者は、強制して債務者から物（サップ・シイン・コォーン）を取ることが可能である。

## 4. 共同担保設定者（共同の担保をする人）

### 4.1. 共同担保設定者の意味

契約において、「保証人」及び「債務の弁済者又は債務履行者」であるという立場の担保設定者は、一人だけである必要はなく、複数の共同担保設定者がいても問題は無い。26条は、次の通り規定している。「他の個人又は法人による担保とは、ある個人又は法人が債務の弁済に合意したものである。」他の個人又は法人による担保法の中で、個人又は法人という用語は、担保設定者一人だけを意味するものではない。法律の28条1項は「二人又はそれより多い人数によって担保される債務は、同一契約又は複数契約の中での共同担保設定者」と規定される。例：AはBから総額10,000,000キープを借りた。これは、C、F及びDが以下の同一金銭消費貸借契約内で共同担保設定者となる。



#### 4.2. 共同担保提供の基本原則

共同担保設定者とは、自分が同一の債務者の債務の弁済の共同担保設定者になるという債務を受けることを容認して同意した2人以上の個人又は法人をいい、28条は共同担保の主な基本原則を規定している。これは検討して以下の各項に分類することが可能である：

##### 4.2.1. 共同担保契約

28条1項は、共同担保契約を次の通り規定している。共同担保契約者は、同一契約の担保設定者又は複数契約の中の担保設定者のどちらであってもよい。法律28条又は他の条文の興味深い点は、法律は、共同担保設定者は全て契約作成を一緒に行う、又は別々に作成する又はそれぞれがそれぞれの契約の担保設定者になってもよいというように、詳細を追加していないことである。例えばAはBから10,000,000キープを借り、これにCが担保設定者となった。その後、時間が経過し、さらにAとBの金銭消費貸借契約に担保に参加があった。法律の意図に沿うために<sup>69</sup>、共同担保契約者は、契約作成において、別々に違う契約で、違う日時で行ったのにかかわらず、他方、同一の債務者を担保するものであったら、これは共同担保であり、同様の効果を有すると言える。つまり、複数の担保設定者は、単独

<sup>69</sup> 翻訳者注：原文に誤字があったが、翻訳した通りに理解した。



の債務者を担保した自分の部分に従って責任をとらなければならない。これには、同じ書面の共同担保契約又は複数の契約を作成する必要はない。

#### 4.2.2. 共同担保設定者の責任

28条2項は次の通り規定している。「各共同担保設定者は、合意に従って債務を100%の割合又はそれ以下でも担保できる。」ここでわかるのは、共同担保設定者は自分の責任範囲を規定できるということだ。共同担保設定者の場合、法律の原則規定が少なすぎるためである。この共同担保設定者の観点において、完璧なものにするために、他の個人又は法人による、担保の一般基本原則をこの中に含めなければならない。共同担保設定者たちが一緒に一つの契約を作成しなかった、又は同じ契約書類を作成した場合、共同担保設定者はどのように担保すればいいか、初期資金だけか、又は利息、遅延利息など債務支払に及ぶ関係する全ての債務を担保するかを選択できる。どのように担保するにしても、これは当該者の責任に基づくもので、共同担保設定者という立場において、自分が合意した部分についてのみである。例、AはBから10,000,000キープの金銭を借り、これにCが初期資金のみの担保設定者となった。その後、時間が経過してDがAとBの金銭貸借担保契約に参加した。これは利息罰則金のみの担保である。そしてEが生じた債務全てを担保した。共同担保設定者各人は自分の責任を規定することが可能である。しかし重要なことは、明確に担保契約を規定することである（以下の項の中の共同担保設定者の効果を参照）。検討しなければならない一番重要な点は、共同担保設定者が担保の範囲を規定していなかったケースで、これをどのように解決したらいいかということである。共同担保設定者各人が全ての債務に対して同等に100%の割合で責任を取るとみなすべきか。これについては次の通り検討できる。契約の中で規定されていなければ、共同担保設定者は対等に責任を持ち、初期資金を弁済する債務を有するだけである<sup>70</sup>。

次に重要な点は、共同担保設定者の総数の増加は、自分の責任からの離脱の前に、他の共同担保設定者に担保させないことである。

#### 4.2.3. 共同担保の効果

個人又は法人による担保の原則は、共同担保提供もよいことであるが、債務の弁済について責任をとらなければならない、又は契約の中で合意された債務を履行しなければならないということである。共同担保の場合、法律の28条は多くのケースの担保の効果を次

---

<sup>70</sup>（鈴木一子注：原文の脚注番号は55）他の個人又は法人による担保の一般共通原則によって、Ⅲ項、1. 担保設定者の責任、36-37 ページ。

の通り規定している：

28条2項は、次の通り規定する。「各人が100%の割合での担保のケースにおいて、債権者は、共同担保設定者の誰かに債務の全額を請求する権利を有する。」明確なケースで、例えば、AはC、E及びDが共同担保設定者で債務を100%の割合で担保していることによってBから10,000,000キープを借りた。このケースで、債権者はEに全額10,000,000キープを請求することができる。又は他の共同担保設定者に、例えばCから5,000,000キープ及びDから同じように5,000,000キープを請求することができる。共同担保設定者は他の共同担保者に請求することを求められず、全ての共同担保設定者は債務を弁済する債務を有する。

ある部分を担保するケースでは、28条3項は次の通り規定する。「ある部分を担保するケースでは、債権者は、当該者が責任を有する割合に応じて、担保設定者に債務を請求する権利を有する。」

28条4項は、次の通り規定する。「債務担保が100%の割合であれば、債務者がある部分の債務を弁済したら、債権者は担保設定者の誰かから、残りの債務の請求権を有する。担保がある一部であれば、債権者は各人が責任を有する割合に従って債務を請求する権利を有する。」

法律は、共同担保設定者による、債権者に代わる債務の弁済の効果を規定しない。契約の中で合意されたものであれば、共同担保設定者が債務者に代わって、全ての、又は一部の債務を支払った時に、担保設定者はその債務者の債権者となる。そして利息及び様々な費用を含めて自分が支払った初期資金を請求する権利があるという観点において、共同担保設定者と債務者の間の関係は、担保法27条の最終項を適用することが可能である。したがって、共同担保設定者の誰かが債務者に代わって債務の全額又は一部を弁済したら、その共同担保設定者は自分が担保した債務者の債権者となる。

興味深い点として、100%の割合の担保があり、共同担保設定者の一人が債務者に代わって債務を支払ったケースで、その担保設定者は他の担保設定者に請求する、又は他の担保設定者に対して請求権を有することが可能であるか否かについて、債務者に請求する以外、法律はこの点を明瞭に規定していない。法律が規定していないにもかかわらず、二つのガイドライン又は理論があるのでこれらを検討したい：(1) 理論1：この担保の精神内容が、債務者に対する債務の弁済担保であれば、共同担保設定者の誰であろうが債務を全額又は一部を弁済するとすれば、他の共同担保設定者に代わる債務の履行は、債務者だけに対して拘束効果を有する。つまり、共同担保設定者は債務者だけに対して請求権を有する；(2) 理論2：債務を全て支払った共同担保設定者に対して共同担保設定者が弁済する責任をとらなければ、債務を支払った担保設定者に対して不利益となる。そして他の共同担保責任者によ

って債務支払の回避が生じるであろう。債務及び債務が履行された時に、他の共同担保設定者（未だに債務者に代わって支払っていない）は、他の個人による担保契約から離脱し、共同担保は法律的に意味のないものになるだろう。

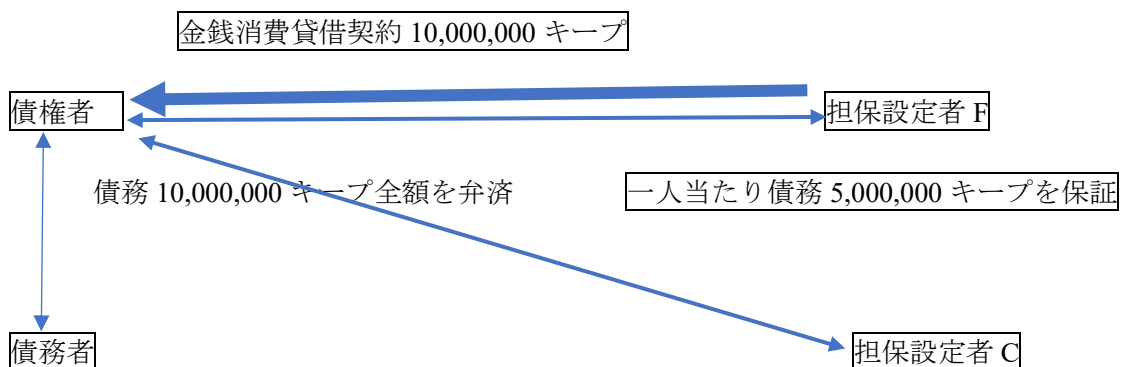
したがって、この理論2において、債務を支払った共同担保設定者に請求権を付与し、他の共同担保設定者及び債務者から請求することができる。他の共同担保設定者も、自分が担保した債務者の債権者となる。理論2は保証人の利益をより多く保証することがわかる。

共同担保設定者は、一般的な担保設定者と同様に担保から離脱することが可能である。

日本の民法の原則で興味深いことは、共同担保設定者の責任の分割及びその効果の観点である。これは研究する必要がある。以下日本の法律の理論を検討する：

—他に規定している契約がなければ、共同担保設定者各人は 456 条及び 427 条に従って平等に自分が担保する債務に対して責任を持たなければならない。

—契約の中で確実に規定されているケースでは、次の通り：10,000,000 キープ<sup>71</sup>の債務がある。共同担保設定者の F と C は一人当たり 5,000,000 キープの債務を保証した。それ以降、担保設定者 F は、総額 10,000,000 キープの債務を弁済した。当該弁済はどのような効果があるだろうか。担保設定者の F はどのようにして担保設定者 C と債務者に請求することが可能になるだろうか。以下の図表に従って考える：



##### 5. 担保設定者の死亡又は精神障がい

29 条は、次の通り規定する。「担保設定者が死亡又は精神障がいになった時に、この

<sup>71</sup> 原文に記載された金額「10,000」キープは誤記であると判断した。

担保は、遺産相続法及び遺産相続基本及び契約内債務に関する法律に従って、遺産相続者又は保護者に引き継がれる。」

担保設定者が死亡したケースでは、他の個人による担保契約に基づく債務は、遺産相続を受ける者に相続され、担保契約を終了させる理由とはならない。この遺産相続者の責任に関する原則は、遺産相続に関する法律 2 章の 49 条から 52 条の中で規定されている。この中の重要な点は、時効、つまり債務請求における時間の期限である。遺産相続法 51 条は、次の通り規定する。「債権者は、自分の債務を遺産取得した相続人、又は遺産管理者から、遺言状執行者に請求する権利を有する、又は債務を取る請求をするために、国家公証役場、遺産相続が開かれる場所の村長、又は裁判所に、遺産相続が開かれた日から 6 カ月の期限内で請求書を申請する。債権者が債務請求をしなかった、又は 6 カ月の期限内に請求書を申請しなかった場合、当該者が十分な理由があった場合のみを例外として、債権者は権利を喪失する。」

これにより法律が明確に規定していることがわかる。例外のケースでは、訴訟提起における一時停止による時効が原因となろう。例えば、契約法 35 条に従って規定されているように、原告が戦争の最前線に行った、戦争が起こった、洪水又はその他の事件など。

精神障がい者のケースでは、債務者に代わって債権者に債務の弁済をする債務の履行は、担保法の 33 条に従って履行させる。

共同担保設定者が法人であるケースで、倒産が生じた場合、担保法ではまだ明確に規定していない。いずれにしろ、倒産法は、当該法律の 44 条の中で債務の弁済の優先順位を規定している<sup>72</sup>。

## 6. 他の個人又は法人による担保契約の終了

担保法 30 条は、次の通り規定する。「担保設定者は以下のケースにおいて担保から離脱する：

- 債務者が債務を全て弁済した；
- 担保設定者が自分の債務を契約の中で規定された通り履行した；
- 債務者と債権者の間の契約内容において担保設定者が同意していない変更、追加が

---

<sup>72</sup>（鈴木一子注：原文の脚注番号は 56）VII 項第一章 11 ページ参照

あった。」

他の個人又は法人による契約も他の契約と同じである。契約当事者の債権と債務が継続して履行された場合、契約は完全に履行され終了したものとみなされる。債務者が、債務の弁済又は債務の履行を完全に行えば、金銭消費貸借契約が終了するだけでなく、担保設定者を担保契約から離脱させる効果を生じさせる。共同担保設定者が債務を全て履行した、又は債務を全て弁済した場合、他の共同担保設定者は、同じように共同担保契約から離脱することになる。債権者が、債務請求が時効になるまでに債務請求しなかった場合、担保法 37 条第二項に従って、他の個人又は法人による担保契約も同じように終了する。特に遺産相続があった時に、遺産相続が行われた日から数えて 6 カ月の期限内で債権者が請求しない場合、遺産相続を受けた者は担保契約から離脱することが可能になる。

30 条 3 項は以下の興味深い原則を規定している。通知せずに、又は担保設定者が下記変更に同意なしに債務者と債権者の間の契約内容を修正、変更した場合、担保設定者は担保契約から離脱する権利を有する。「追加」を担保契約の中に入れるという点は、担保設定者を担保から離脱させることができるとみなされる。この法規定は理論とあまり合致しているとは考えられない。ラオスの法律の原則に従って、担保設定者が、全て又は一部に対して責任を有するかどうかにかかわらず、契約のある一部が無効になったとしても、当該者は自分の部分に応じて責任を果たさなければならないためである。例：当初、10,000,000 キープの債務があり、担保設定者は全額 10,000,000 キープを担保することに同意した；これ以降、債権者と債務者は 10,000,000 キープから 15,000,000 キープへ債務の追加を相互に合意した。たとえ債務の支払が可能であり、10,000,000 キープだけに責任があるにもかかわらず、30 条によれば、担保設定者が担保契約からすぐに離脱する理由となる。しかし、「担保設定者が同意していない債務者と債権者間の契約内容の追加」という法規則は、担保設定者が知らない、又は同意しないところの担保設定者の責任に関連する変更だとしたら、このケースにおける担保からの離脱は正しくて最適であると見られる。したがってこのように法律の解釈を行わなければならない。そうすればさらに相応しくなるだろう。